

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
小 淵 洋一郎 議員	4
1 安全・安心なまちをつくる為に	
2 2020年東京五輪・サッカー競技大会開催に向けた本町の取り組みについて	
木 村 範 雄 議員	19
1 町民の健康を守るために	
2 文化複合施設の整備について	
追加日程第1 会議録署名議員の追加指名	32
第 2 一般質問	
安 田 知 己 議員	32
1 国民健康保険税について	
2 消防団について	
3 クマの出没について	
土 村 秀 俊 議員	55
1 介護保険総合事業の運営について	
2 データヘルス計画の活用について	
3 就学援助制度の申請方法の改善を	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成29年9月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	阿部智子	君
町民課長	伊藤智	君
生活安全課長	櫻井浩明	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	阿部義弘	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	高橋徳光	君
上下水道課長	大友政一	君

震災復興推進室長	村田政文君
収納対策室長	高橋信君
文化複合施設推進室長	菅野勇君
会計管理者兼会計室長	櫻井やえ子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	佐藤博昭君
教 育 総 務 課 長	庄司幾子君
生涯学習課長	庄子敦君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井涉君
主 任 主 査	利玲子君

議 事 日 程 (第2日)

平成29年9月6日(水曜日) 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様おはようございます。

ただいまから平成29年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番鈴木忠美君、11番吉田裕哉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

4番小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔4番 小淵洋一郎君 登壇〕

○4番（小淵洋一郎君） おはようございます。4番 小淵洋一郎が安全で安心なまちをつくるために及び2020年東京オリンピックサッカー競技大会に向けた本町の取り組みについて質問いたします。

1、安全、安心なまちをつくるために。

一昨年12月の定例会で私は健康被害が問題となっている鉛製水道管について質問いたしました。その結果、当局は速やかに利府町のホームページに鉛製水道管を使用されている方へというお知らせを掲示して、鉛製水道管使用に関する対策を示しました。

私たちが生活している身の回りには、多くの危険が潜んでおります。安全で安心して暮らせるまちをつくるために、最近の事例を踏まえながら質問いたします。

（1）本町の貯水池、いわゆるため池であります。調整池の安全対策。

今年4月4日、富山県砺波市で農業用ため池に落ちた男の子を助けようとした祖父母両名が池で溺れ、駆けつけた消防隊員に救出されましたが、搬送先の病院で死亡する事故が発生しま

した。また、7月21日には、宮城県大崎市でため池に小学1年の男の子が落ち、姉の2人が転落して姉は悲鳴を聞いて池に飛び込んだ会社員の女性に助けられましたが、小学1年の男の子は死亡するという痛ましい事故が発生しております。そこでお尋ねいたします。

本町にはため池19カ所、調整池11カ所あると伺っておりますが、これらのため池、調整池の管理はいかに実施しているか伺います。

(2) 毒蛇対策。今年7月29日、兵庫県伊丹市の公園で小学5年生の男の子がヤマカガシと見られる蛇に右手首をかまれ、その後血が止まらなくなり、頭痛を訴え病院に緊急搬送され、一時意識不明の重体となりましたが、一命を取りとめたという事案が発生しております。警察によると、男の子の友人が蛇を捕まえてリュックサックに入れ、男の子の母親に渡して署員が蛇を引き取っております。本町でも昨年6月、菅谷台小学校の児童が公園でマムシにかまれるという事案が発生しております。そこで伺います。

本町、特に小中学校における毒蛇に関する注意喚起をどのように行っているか。

(3) 熊対策について。宮城県環境生活自然保護課がまとめた熊に関する目撃痕跡情報によると、平成27年度504件、28年度1,642件、今年4月から7月にかけて既に539件の情報が上がっており、人身被害も過去7年間で23件、平成28年は6件、今年に入ってから2件の人身被害が発生しております。本町の熊に関する目撃痕跡情報は、平成27年度4件、28年度19件、本年度は15件の情報が入っております。また今朝も熊の情報があつたようですが、本町ではホームページで目撃情報を掲示するとともに、熊に御注意くださいという注意喚起のリーフレットを掲示して、住民に注意を呼びかけております。これから秋となり、冬の冬眠前に熊が食物を求めて住宅地に出没する可能性があります。もし住宅地に熊が出た場合、本町はどのようにして住民に危険を知らせるか伺います。

(4) スズメバチ対策。スズメバチによる被害事故、刺された事故ではありますが、年間数千件に上ると言われ、そのうち死に至る事故は平成5年から年間13件から47件発生しております。年平均24件の方が亡くなっております。本町においては、平成27年に利府小学校で2件、利府中学校で1件、蜂の巣駆除を行ったと伺いました。授業中の教室にスズメバチが侵入したという話も聞いております。これからスズメバチが活動期に入り、攻撃性が増すようになります。過去に蜂に刺された人やアレルギー体質の人はアナフィラキシーショックを起こし、死に至る場合もあります。そこで伺います。

本町、特に小中学校では蜂対策をどのように行っているか。

(5) 小中学校における防犯対策。警察庁によると、全国で発生した13歳未満の子供の連れ

去り事件は年間100件近くあり、午後4時から6時の時間帯が最も多く、下校時には十分な注意が必要と言われております。今年3月24日、千葉県松戸市でベトナム国籍の小学生の女儿が登校するため自宅を出たまま行方不明となり、3月26日、我孫子市の排水路脇の草むらで絞殺されているのが見つかりました。また、4月10日には静岡県静岡市内で父親を装い、小学生の女の子を誘拐しようとして、静岡県警は未成年者誘拐の疑いで20代の男を現行犯逮捕するといった事件が発生しております。

本町として、小学生を連れ去り、誘拐から守るためどのような対策を講じているか伺います。
大きな2番です。

2020年東京オリンピックサッカー競技大会開催に向けた本町の取り組みについて。

昨年9月の定例会で私はこの件に関して質問させていただきました。当時、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から具体的な試合日程、開催される試合数等に関して、関係自治体には具体的に内容が示されていないとの答弁でした。先月29日には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進会議の設立総会が仙台市内で開催されました。オリンピックまで3年を切っております。東京オリンピックサッカー会場となる本町が大会の円滑な運営に寄与できるよう質問いたします。

(1) 会場周辺の渋滞対策について。本町は平成13年の第56回新世紀みやぎ国体、平成14年のFIFAワールドカップサッカー大会が開催され、今年インターハイ南東北大会が開催されるほか、一昨年の嵐のコンサート等、数多くのコンサートがひとめぼれスタジアム宮城、以後グランディ21と申し上げます、で開催され、大きな混乱もなく終了しております。しかし、大きなイベントがあるごとに周辺道路で交通渋滞が発生しております。2020年東京オリンピックサッカー競技大会の開催中、パークアンドバスライド方式をとって自家用車の会場乗り入れを規制して、シャトルバスによる会場までの輸送を行い、交通渋滞の解消を図れば大きな問題は発生しないかもしれません。しかし、従来どおり自家用車で会場への乗り入れを行い、競技大会を開催すると、今まで以上に随所で渋滞が発生すると予想されます。そこで伺います。

現時点で本町として、交通渋滞の解消をいかに考えているか伺います。

(2) 高速道路から会場へのアクセス改善。高速道路を利用して会場となるグランディ21へのアクセスについては、最寄りのしらかし台インター、利府塩釜インターがあり、交通集中が発生しなければ、とても便利がよいと考えます。グランディ21への渋滞対策については、平成25年12月の定例会で伊勢議員が質問しており、当局は仙台北部道路建設推進期成同盟会がスマートインターチェンジをつくり、会場までの道路整備を行うよう国に要望しているとの回答で

した。あれから4年になろうとしております。本町としてインターチェンジから会場に渋滞を回避してスムーズに乗り入れる方策があるか伺います。

(3) 治安対策について。過去のワールドカップサッカー大会では、フーリガンによる暴動、人種差別が起因となった騒動が発生しております。他方、考慮しなければならないことは、一昨年の嵐のコンサートのように、駐車場に車を止め車中泊した事例、オリンピックが夏場の開催となるため、宿泊するホテルがない本町では、野宿する者が出る可能性があります。そこで伺います。

本町として会場周辺の治安対策について、いかに考えているか。

(4) 最後になります。通訳ボランティアの養成について。通訳ボランティアの養成については、昨年もこの件に関して私が質問しておりますが、町当局の回答では、ボランティアはオリンピックの開催都市の東京が中心となり、東京都でボランティアについて検討されている。その中で東京都としては、共同開催都市、宮城県、神奈川県と同一な状況でボランティア活動を実施させたいという意向がある。しかしながら、まだ実的な詳細な部分は正式に決定していないのでと言われました。通訳ボランティアは一朝一夕に養成できるものではありません。五輪直前に通訳ボランティアを集めることは大変苦勞すると考えますので、今後本町としていかに通訳ボランティアを養成するか伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、安全・安心なまちをつくるための(1)及び(3)は町長、(2)、(4)及び(5)は教育長、2、2020年東京オリンピックサッカー競技大会開催に向けた本町の取り組みについては町長。初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 4番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の安全・安心なまちをつくるためについてでございますが、(1)の本町の貯水池、調整池の安全対策についてでございますが、調整池につきましては、住宅団地等の開発に合わせて設置されたもので、雨水を一時的に貯水して周辺の住宅地等での浸水被害を防ぐ重要な施設となっており、日常の定期的な目視巡回等を行っているところであります。

また安全対策につきましても、住宅地に隣接していることから、外周全てにフェンスを設置、そして出入り口も施錠しており、人が容易に入れないようになっておるところであります。

次に町が管理する農業用のため池の安全対策についてであります。ため池の多くは人家から離れた場所にありまして、利用上の観点から規模の大きい等の理由から侵入防止のフェンス

が設置されていない箇所もありますので、事故は多いとされるいわゆる防水シートが敷設されたため池、これについては全て周囲にフェンスを設置しているところであります。また、平成28年度におきましては、各学校と協力してため池に近づかないように注意を呼びかけるとともに、全てのため池に農業用の目的以外での立ち入りを禁止する注意喚起看板を更新設置いたしているところであります。今後も引き続きまして、点検パトロールを実施いたしまして、さらに子供たちが近寄らないように学校と協力しながら注意喚起看板等も増設するなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

(3) の熊対策についてであります。町内におきましては平成28年度の熊の目撃が19件、平成29年度には既に15件の情報が寄せられているところであります。今朝も御承知のとおり7時10分ごろ、菅谷台で子熊が目撃されております。町では熊等目撃情報マニュアルを作成しまして、関係機関と連携した対応を行っており、熊を目撃したとの情報提供があった場合は、直ちに警察と職員により現地を確認いたしまして足跡等の痕跡を確認するとともに、町の防災同時報無線によって広報、ホームページやメールマガジンでの情報提供を行っているほか、各小中学校、幼稚園、保育所、町内会への情報提供を行っているところであります。

ただいま議員の御質問にあります住宅地内での熊の目撃情報は、現在のところ利府町ではございませんが、住宅地に隣接した場所での目撃が年々増加してきていることから、今後も関係部署と連携して町民の皆様に対して正確、迅速な情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、大きな2番の2020年東京五輪サッカー競技大会開催に向けた取り組みについてであります。 (1) と (2) には関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。これまでひとめぼれスタジアム宮城を含むグランディ21で開催される各種大会や大型イベント開催時には、周辺団地のみならず町内随所において渋滞が発生している状況は十分に承知をしておりますが、議員御質問のとおり国体やワールドカップ、さらには嵐のコンサートなどでは、一般車両の乗り入れ制限やシャトルバスの運行、あるいはパークアンドバスライドなどによって、大きな混乱が見られなかったイベントもありました。

東京2020大会におきましては、国体やワールドカップと同様に観客のみならず、選手や大会関係者、報道関係者など多くの方々の来場を視野に入れて輸送計画を調整する必要がありますので、これまでのビッグイベントにおける交通対策を参考に、運営主体でありますオリンピック組織委員会、さらには宮城県と協議していきたいと考えております。

また仙台北部道路からグランディ21への直接乗り入れ可能になれば、渋滞回避や渋滞緩和につながることは十分承知をしております。これまで時期をみて再三国や県に要望してまいりま

したが、実現には至っていないのが現状でございます。町といたしましては、今回の東京2020大会を契機に、さらに強く要望していきたいと考えております。

(3)の治安対策についてありますが、これまでの東京オリンピック開催状況を見てもワールドカップのような暴徒化する集団の発生は確認されておらず、特化した対策の必要ないものと考えておりますが、ワールドカップ開催時の違法駐車や野宿者対策などをあわせまして、今世界中で人々を震撼させているテロ行為についても念頭に入れながら、警察等の関係機関と連携して会場周辺、さらには町内会全体の見回りを強化するなど、万全を期してまいりたいと考えております。

(4)の通訳ボランティアの養成についてでございますが、宮城県では都市ボランティアを募集いたしまして、運営することといたしております。この中で多言語に対するための言語ボランティアを検討していくと伺っております。利府町の対応といたしましては、ワールドカップ開催時と同様に、町の国際交流協会へ協力を求めたいと考えておりますが、大会の組み合わせによっては、対応困難な言語の国の方々の来町も想定されますので、その際には宮城県の都市ボランティアを要請することなどについて、調整をしているところでございます。宮城県の動きといたしましては、先月29日に宮城県知事を会長として県内の市町村あるいは関係団体で構成する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会宮城県推進会議が設立されるなど、大会に向けた準備も本格化しつつあります。いずれにしましても利府町の役割につきましても、まだ具体的に示されていない状況ですので、引き続き関係機関と連携しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 4番 小淵洋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の安全・安心なまちをつくるためについての、(2)の毒蛇対策についてですが、子供たちが野外で活動することや自然と触れ合うことは教育上も大切なことであります。特に利府町は山林に囲まれた地形であることから、伊丹市のようなことは十分起こり得ることと認識しております。毒蛇に対する注意喚起につきましても、蛇に遭遇する機会が学校の内外においてもあることから、学校では児童生徒に対し、蛇は毒を持っていることもあるので、見つけた場合は近づかないこと、絶対に直接触れたり刺激をしないことを常に指導しております。

次に(4)のスズメバチ対策についてでございますが、市街地においてもスズメバチやスズメバチの巣が見つかることがありますので、児童生徒には蛇同様に蜂の巣があった場合は近づ

かないこと、また蜂が飛んできたときは絶対に直接触れたり刺激をしないことなどを指導しております。また、教職員が学校敷地内を巡回する際は、蜂の巣の有無についても留意しており、発見時には学校や教育委員会において速やかな駆除を実施しております。

最後に（５）の小中学校における防犯対策についてでございますが、児童生徒に対しての指導内容といたしましては、知らない人にはついて行かない、知らない人の車に乗らない、何かあったら大声を出すような合い言葉を使って常に指導をしております。また小学校入学時において、防犯ブザーを配布するとともに、子供110番の家の設置、さらには中学校区ごとに配置しておりますスクールガードリーダーによる登下校時の見守りに加え、スクールガードリーダーとの情報共有により、不審者情報のあった地域の重点的なパトロールなどを実施しております。

教育委員会といたしましては、警察等から寄せられる不審者情報については速やかに小中学校に通知するとともに、学校長の判断により保護者に対する緊急メール配信を行っております。幸いにも利府町におきましては、全国的に報道されるような児童生徒の連れ去りは発生しておりませんが、今後とも関係機関と連携を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

○４番（小淵洋一郎君） では逐次再質問をさせていただきます。

まず最初のため池、調整池に関してであります。調整池には全てフェンスが張られて、周りを囲まれているということでもあります。ため池については一部分しかやっていないため池が結構あるように見えております。一部しかフェンスがないため池について、今後どのような措置をとるのか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋徳光君） 小淵議員の再質問にお答えいたします。

一部しかないフェンスの設置についてでございますが、先ほど町長も答弁で申し上げましたが、農業用ため池としての利用上の機能から規模が大きいこと、また大半が自然の地形を利用してできているということがあり、地盤が悪くフェンス設置については困難でありますので難しいものと考えております。ただし、人家が近いところにあるため池等については、注意喚起看板等を増設していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 予算の話もあってなかなか大規模なため池にはフェンスを張ることは難しいと考える。そこで私が思ったのは、救命用の浮き輪を目立つところに置いておく、1つないし2つ。私が見てきた限りでは、あそこ、ため池を泳いで渡るのは結構大変かなと思っておりますので、溺れた子供に浮き輪を投げるとか、一緒に飛び込んだ大人に対して浮き輪を投げ入れて救うという手もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋徳光君） お答えします。

浮き輪についても町のほうで検討しましたが、今浮き輪のほうの費用ということも今後検討していきたいと思いますが、ロープの設置をまず最初に考えたいと思って今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） では今の件、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

では（2）について、毒蛇については夏休み前にヤマカガシの事案が発生しております。今回いろいろ対策はとられているようでありますけれども、ヤマカガシ、またマムシに関する写真を入れた、これが毒蛇だよということをしっかり写真で見せて、かまれたときの応急処置、毒を吸い取るとかそういう応急処置も記載したリーフレットを学校でつくって生徒に徹底させるという考えはありませんか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 小渕議員の再質問にお答えいたします。

蛇などの周知等についてでございますが、毒のある蛇につきましては、ヤマカガシですとかそれからマムシに限らないということもございまして、学校のほうでは基本的に蛇には近づかないという指導を行っております。それから学校のほうでやはり学校によりましては、毒を吸い出す器具ですとか、それからあとは薬品等を準備している学校等もございまして、そういった形で学校のほうでは対応しているような状況でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 今回の事例は公園で発生しております。町内の公園で山、森林、湿地に隣接する公園があります。具体的に言いますと、館山公園、山苗代公園、沢乙北公園、森の

里公園等、毒蛇が出る可能性が高い公園だと思います。毒蛇の写真を入れた注意喚起の看板を設置する考えはございませんか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 小淵議員の質問にお答えします。

昨年の事例ですね、菅谷台公園で発生しました。その際教育委員会のほうから情報の提供をいただきまして、まず注意喚起の看板を設置しております。ここに持ってきていますがこういうふうな看板で、蛇が出ましたよというようなことで注意してくださいという注意喚起をしております。

それから山側の除草は草を刈って日当たりをよくして蛇が来ないようにする、それから忌避剤、要は蛇が嫌うにおいの薬品をまくというふうな処理をして対応しているところでございます。その後その公園で蛇にかまれたとか蛇が発生したとかという情報は入っておりません。以上のような対応で行っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） どうぞよろしく願いいたします。

次に、熊対策についてお話ししたいと思います。この件に関しましては、後ほど安田議員が質問しますので、防災無線機については質問いたしません。リーフレットについてちょっとお話したいと思いますが、利府町ホームページ上に注意喚起がされております。熊に注意してくださいというリーフレットの中には、熊の出没を防ぐためにという諸注意が記載され、家庭内における誘因物の除去等、生ゴミ、果実の残渣等の処理、処置要領が記載され、結構内容がよいと評価できるものであります。ただこれはホームページ上のもので、多くの方が見ているとは限らないです。現状としてほとんど見ていないのではないかなと思います。このリーフレットを作成して、熊発見時の連絡先も明記して、役場の電話番号を入れて、行政区を通じて住民に周知徹底する考えはないかお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋徳光君） お答えします。

熊についてのリーフレットの件でございますが、これにつきましては町のホームページから環境省のホームページにつながるということで掲載してございます。今議員が御質問のとおり、ホームページだけ見る方とは限らないということもありますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 熊に関しては今年結構出ておりますので、本当に住宅地に出没するということが考えられますので、検討のほどよろしくお願いたしたいと思います。

では（4）蜂についてお話いたしたいと思います。蜂に刺されてしまった場合、重篤となった場合、アナフィラキシーショックを考えると、小中学校でアレルギー体質のお子さんをしっかり把握しているかと思います。両親がうちの子供はちょっとアレルギーです、そばアレルギーですとか、申し出ていただければいいんですけれども、全てのお子さん、児童生徒がアレルギーということを掌握されておりますか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

基本的には食品アレルギーについては全てこちらのほうで把握しております。それ以外のアレルギーにつきましては、今後学校のほうで実際に把握しているのかどうかも含めまして、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） どうぞよろしくお願いたします。

また蜂に1回刺される、2回目はもっと大きな腫れになる、3回目になると本当に危なく、命を落とすという危険があります。蜂に刺された経験も踏まえて調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、蜂等に関しましては刺された過去があるのかどうか、そういったことも含めて学校のほうと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） よろしくお願いたします。

（5）の質問になります。連れ去り、誘拐に対してしっかりできているなど感じました。ただ、スクールガードリーダーとかシルバーリーダーの方が巡回している、また青少年育成指導員が見て回っているというところはあるんですけれども、やはり盲点となるところがあると思います。小中学校には各学校で防犯カメラを設置しているようなんですけれども、通学路等に生徒

が通って、通学路等でそのスクールガードリーダーの方々が見ていない盲点となる箇所について防犯カメラを設置する考えはないか伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

防犯カメラの設置でございますが、今議員質問の中で、施設以外、学校以外ということで、あと公道とか町道、県道及び市道もあるかと思っておりますけれども、通学路になっているところの監視ということでは、一般の方、いろいろ通行する方が映る可能性がございます。そういう意味ではプライバシーというのが大変問題になってきますので、今後そういったものの設置については施設外での設置ですね。あくまでそれについては検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 犯罪の未然防止、犯人検挙に有効な防犯カメラの設置について、前向きに検討していただきたいと考えます。

尊い命を守るため、身の回りの危険を排除して実行できることは速やかに実施していただきたいと考えます。

ため池に関して言えば、平成27年7月香川県で、ため池で亡くなった子供の遺族が訴訟を起こし、安全対策を取らなかった管理者に損害賠償を命じた判例があります。ぜひ速やかに対策をとるよう申し上げ、2に移りたいと思います。

2の東京オリンピックサッカー競技大会に向けた本町の取り組みの中で、（1）について再質問いたします。

この問題を提起するために、約3カ月かけてグランディ周辺の道路、信号機を調べました。その結果、今後改善をするとよいと考える箇所がありますので述べます。

まず道路であります。右折レーンの延伸、右折レーンを後ろに延ばすことです。というのは県道270号線、利府岩切停車場線、青葉台からグランディ21に向かって仙台北部道路の上を通る橋を過ぎたグランディ21に入る入り口の右折レーンであります。レーンが短いために、イベント時にはレーンに車両が入りきれず、後ろに延びて道路を閉塞しております。この右折レーンを後ろにどんどん延ばす、中央分離帯となっている部分を削ってレーンを長くすることが大事なかなと思います。また、県道260号線利府停車場線総合運動公園線であります。利府駅からグランディ21に至る道路、つまりイオンの北側、ちょうど北側から町道高嶋線との交差点、コスモのガソリンスタンドのあるところではありますが、あそこを先頭に日ごろから慢性的な渋滞にな

っております。利府駅からグランディ21のシャトルバスの運行を考えた場合、現在の幅広い歩道、かなり幅広い歩道が両側にあります。その歩道を改良して削って、片側2車線の道路に改良する、改善するということ要望を県に出してはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 小渕議員の再質問にお答えします。

1点目のグランディ入り口の右折レーンを延伸するという要望でございますが、この右折レーンにつきましては、現在時差式信号灯の処理がなく、右折レーンの長さは30メートルで整備されております。イベント時以外につきましては、スムーズな車両の通行ができていると思いますが、議員御指摘のようにイベント時にはかなり渋滞が発生している状況でございます。ただ、グランディのほうでは要はあそこから車を進入させるという想定はしていないようでございますけれども、やはり行かれる方は都合がいいのかあそこを使って右折するという状況になっております。この延伸が可能かどうか県のほうにもちょっと要望はしていきたいと思いますが、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

それから2点目のこの役場の前の道路ですね。利府駅からグランディに向かう道路でございますが、この道路につきましては特に休日の午後でしょうか、仙台方面、いわゆるグランディ方面に向かって結構渋滞になっております。そのことからここに役場からグランディに向かって交差点3つあるんですけれども、その3つの交差点とも国土交通省が主体となって組織されております宮城県渋滞対策連絡協議会が指定する交差点になっております。そういったことから広域的に渋滞対策を行うようなこととして進めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 拡張する考えとかはない。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 要望的にはできるかと思うんですけれども、ちょっと歩道もちゃんと確保されておりますし、拡幅はちょっと難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） なかなか難しいようですけれども、声を大にしてやっていただきたいと思っております。というのは、東京オリンピック、引き金になります。大きく変わるトリガーになりますので、これを逃してしまうともうできないと思っておりますので、声を大にして要望を続けていただきたいと思っております。

では2つ目、再質問いたします。

信号機の改善という形でちょっと質問させていただきますが、しらかし台インターからグランディ21に向かう県道3号線丁字路、下の欠下というところなんでしょうか、信号機が現在時差式信号になっております。それを右折信号へ切りかえ、安全に右折できるようにすることが重要なと。また、県道270号線利府岩切停車場線であります、花園青葉台グランディ21に行くところの交差点県道3号線との交差点、青葉台クリニックのところであります。東西方向の信号は右折信号がございません。増設するようにお願いいたしたいと思っております。これは普段から右折信号がないために、赤信号になって突っ込んで曲がっていく危険な状態が発生しております。また、双方向とも右折ができずに後方に延びてしまって、1車線の道路を閉塞している状態があり、渋滞の原因となっております。県営サッカー場はオリンピックのときにウォーミングアップ会場となり得ると考えますので、県営サッカー場からグランディ21のアクセスを改善すべきと考えます。どうぞ公安委員会、関係機関に要望する考えはないかと伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

まず1点目の欠下の交差点でございます。これの現状につきましては、右折レーンが比較的に長い90メートルの右折レーンがございます。丁字路交差点であるということから、10秒間の時差式信号になっております。通常時は特に混乱とかはないような状況となっております。先ほど町長が答弁しているように、イベント時には、特にオリンピック時には輸送計画等をきちんと対応していきたいと思っておりますので、通常時からその矢印信号に変更するということについてはなかなか、十字路であれば矢印ということもあるんでしょうけれども、丁字路交差点になっておりますので、ここにつきましては時差式の信号で対応処理するような形になっております。

それから青葉台クリニックの右折信号の交差点でございます。ここにつきましては60メートルの右折レーンとそれから10秒間の矢印信号ですね、右折から矢印信号になっております。通常時からやや渋滞気味のところもあるので、要望するとすれば矢印信号右折化の時間を少し長くするという要望を可能であればやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） ちょっと私の説明が足りなかったのか、勘違いされておりますので、

右折信号は確かに南北方向については右折信号がございます。しかし東西方向、花園から青葉台、グランディに向かう通りについてはございません。全くないために赤になってから急に曲がったりしている状況がありますので、そのところ確認していただきたいと思います。

続いて再質問、(2) インターチェンジから会場に乗り入れる方法について伺いたいと思います。利府ジャンクションからしらかし台インター間、つまりグランディ21に隣接するパーキングエリアまたはサービスエリアを造成して、スマートインターを設置してグランディ21に直接乗り入れる方法があると考えます。東部道路には鳥の海パーキングエリア、それからしばらく行って東北道の鶴巣パーキングエリアまでパーキングエリアがございません。グランディ21に隣接するパーキングエリアまたはサービスエリアを設置して、グランディ21へ直接乗り入れるスマートインターチェンジを設置して、直接乗り入れる考えはないか、またグランディ21の来場者がパーキングエリアの売店、食堂等を利用できる多目的なつくりになればよいと考えますが、仙台北部道路建設推進期成同盟会を通じて要望したらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

利府ジャンクションからしらかし台インターの間に直接乗り入れる方策ということで、スマートインターチェンジとの御提案でございます。町長答弁にもございましたように、機会を捉えて宮城県のほうにグランディ21周辺の総合交通対策として要望しております。その中にはこのスマートインターチェンジの件についても要望しておりますので、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） ただスマートインターチェンジつくってくださいと言ってもなかなかないので付加価値的なスマートインターチェンジプラスではなく、サービスエリアまたはパーキングエリアを設置して、売店、食堂等があればその利用客もあるし、またグランディ21の利用者も使えるような付加価値のあるパーキングエリアまたはサービスエリアをつくって、スマートインターチェンジを設置していただきたいと要望していただければよいと考えますので、声を大にして要望してください。

次に移りたいと思います。

治安対策について。治安対策は最悪な事態を想定しておかなければなりません。早い段階か

ら本町として会場内に臨時派出所、警備本部を設置して会場周辺の治安対策を実施すべきと考えます。県または警察関係機関に要望されたらよいかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 小淵議員の再質問にお答えします。

治安対策としての会場内の臨時派出所等々の要望ということでございますが、先ほど町長答弁したとおり、先月29日にやっと宮城県のほうで推進会議が発足されたというところでございます。その中で大まかなスケジュールは示されておりますが、4つの部会、専門部会を設置して進めていくというところでございます。その中でその大会運営調整部会等、そういったものもありますので、今後そのような具体的なものについてはその会議の中である程度の方向が示された段階で、町としてもその辺の治安対策の要望は続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 設立総会が先月29日にやっとできたというところで、なかなか動きにくいところもあるでしょうけれども、問題意識を持って今後も取り組んでいただきたいと思えます。

では（3）の再質問に移りたいと思えます。

語学ボランティアの話でありますけれども、幅広く他国の言語をと考えた場合には、宮城県として考えなければいけないと思えます。ただ1つ英語は世界各国ほとんどの国で通用する言語であります。本町として独自に英語通訳のボランティアを募集し、早い時期から養成していくという考えはありませんか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） お答えします。

町としての役割とすれば、大会運営に直接ではなくておもてなし、そちらの役割が大きくなってくると思えます。具体的に言いますと、駅前の案内所であったり会場までの要所要所の案内であったり、嵐のコンサートのときには役場庁舎をトイレとか休憩所にやったり、そういうところが大きな町の役割になってくると思えます。また事前の気運調整というところで、ワールドカップ時には小学生が手づくり国旗をプレゼントしたり、給食においてはその出場国の料理をやったりと、そういう点が町の格好になってくると思えます。ということで、その言語ボランティアにつきましては、直接町が募集という形ではなくて都市ボランティアとして、宮城県もしくは東京都、そちらのほうで募集をしまして、その中で外国人に対する言語ボランテ

ィアを募集していくというところがございます。町としては案内所とかそういったところでの外国語をしゃべれる人のボランティアというところで、町長答弁にもありましたように町の国際交流協会とかそういったところを通じて要請していくと。その案内所にどうしても必要な場合には、国、県のほうにその言語ボランティアを要請していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） おもてなしの心というところで、いろいろ考えているようですけども、ちょっと他力本願ではないかなと思います。やはりみずから町として独自に10人ないし20人の語学ボランティア、通訳ボランティアが必要と私は考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。東京オリンピック・パラリンピックまで3年を切っており、国や県が決めていないとって情報を待ち受けしないで、能動的に情報を収集して進められることは進めるべきと考えます。

1960年のオリンピックローマ大会から1964年の東京オリンピック開催までの4年間、東京は首都高速道路の開通、東海道新幹線の開通、大きなホテルのオープン等、みるみるうちに近代都市へと変貌していきました。今なら高速道路、グランディ21への直接乗り入れできるアクセスの構築ができると考えますし、語学ボランティアについても養成する十分な期間があります。町として問題意識を持って国や県に要望されたらよいと考えます。

今回身近な危険の排除、そして3年後の東京オリンピック・パラリンピックについて質問いたしました。実行可能なすぐできることはどんどん進めていただきたいと考えますので、この件を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で4番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時08分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔6番 木村範雄君 登壇〕

○6番（木村範雄君） 6番 日本共産党、木村範雄です。

それでは、一般質問通告に基づき一般質問を行います。

通告書では、1、町民の健康を守るために、2、文化複合施設の整備について、の2点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目は、町民の健康を守るために、であります。

町民の健康を守るために、子供からお年寄りまでさまざまな予防接種が行われています。小さい子供にとっては、予防接種による副作用の懸念も出されていますが、感染後の症状を軽くするためにも予防接種は必要な事業であります。また、今後の医療費の抑制と国民健康保険税の抑制と町負担分を減少させることを考えていくのであれば、予防接種負担分の全額助成を考えてもおかしくはないと思っております。

そこで次の点について町長の考えを問います。

1、予防接種料金は医療圏域ごとに違いますが、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、予防接種料金の一元化も図られるのでしょうか。

2、高齢者インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの自己負担額は最高でも委託接種料の3割以下にすべきだと思いますが、どう考えているのでしょうか。

2点目は、文化複合施設の整備について、であります。

町民の願いである文化複合施設の整備が進められています。町の1つ1つの事業は、子供からお年寄りまで全ての地域の人が利用するものではなく、一部の人が利用するものが多いと言えます。そのような中で、文化複合施設は子供からお年寄りまで使うことができ、利便性の拡大を図ることが求められています。そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、補助費の関係から段階的整備となりましたが、大ホールの整備をどのように考えているのでしょうか。

2、大ホールができるまでは小ホールが発表会の代替施設として大きな役割を果たすこととなりますが、どのように考えているのでしょうか。

3、町民負担の増大を心配する声もあります。町はどのように考えているのでしょうか。

以上、大きく2点について質問します。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、町民の健康を守るために、2、文化複合施設の整備について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 6番 木村範雄議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目の町民の健康を守るためにについてであります。 （1）の予防接種料金の一元化についてでございます。この予防接種には予防接種法によりまして対象疾病、対象者及び接種期間

などが定められている定期接種とみずからの意思と責任で接種を希望する任意接種があるわけであり、定期接種及び任意接種の接種料金につきましては、ワクチンの実際流通価格に、それから問診等の診察料、さらに注射実費、事務費、消費税を加えたものでございます。定期接種につきましては、各地域、医師会ごとに、任意接種については医療機関ごとに料金が設定されているところでございます。現在、国保の県単位化の方針では、予防接種料金については示されていないことから、一元化を図るのは難しいものと考えております。

(2) の高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌の自己負担額についてでございますが、定期の予防接種には努力義務が課せられている日本脳炎あるいは麻疹などのA類疾病の予防接種と努力義務のない季節インフルエンザなどB類の疾病の予防接種の2種類に分類されているのでございます。高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、B類疾病の予防接種に位置づけられ、希望者に対して自治体ごとに相応の負担を定めているところであります。高齢者インフルエンザにつきましては、塩釜医師会等管内、二市三町で統一料金としているところでありますが、高齢者肺炎球菌につきましては、接種委託料の5割程度として本町では4,000円、利府町を除く二市三町では5,000円の負担となっているところであります。なお、予防接種の自己負担額につきましては、次期の消費税改正時に塩釜医師会管内の二市三町で検討することとしておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に2点目の文化複合施設の整備についてでございますが、(1) の大ホールの整備についてでございますが、大ホールや郷土資料館の第2期整備計画につきましては、平成27年の7月に開催いたしました全員協議会において御説明申し上げたとおり、平成33年度から平成37年度を目標に事業を進めたいと考えております。しかしながら第2期事業を進めるに当たりまして、都市再生整備計画の採択を目指しておりますが、整備地域周辺の市街化区域であることを必須条件となっております。このことからこの地区において先日開催いたしました全員協議会の中で御説明申し上げましたが、仙塩広域都市計画第7回線引き見直しによる市街化区域編入候補地区として位置づけております。第1期事業を計画的に整備することによって、周辺の市街化が推進され、採択要件が満たされることを考えているところであります。

(2) の小ホールの機能についてでございますが、先日の議員全員協議会でも御説明申し上げましたが、小ホールの収容人員につきましては、基本設計で400席程度でありましたが、430席に増設しております。椅子についても可動式を採用いたしまして前後に収納することによってアトリウムと一体的に利用でき、各種行事等に対応した多目的な用途での利用が可能なものとしております。

(3)の町民負担の増大についてであります。事業費につきましては、これまで申しあげましたとおりに、第1期同様に都市再生整備計画による交付金を最大限活用して整備してまいりたいと考えております。今後も国の制度等の動向を注視しながらできるだけ負担軽減が図られるように、その他の補助制度についても調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、町民の健康を守るために、についてです。

今回は予防接種について取り上げさせていただきます。今回の一般質問をさせていただくために、いろいろな資料を調べてみました。そこでびっくりしたのは、生後2カ月からヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチンが始まり、1歳までに4種混合ワクチンにBCGワクチンが接種されます。子供の命を守るためには当然必要だという考え方と、任意の接種も含めて医者から勧められたときに断るわけにもいかず、ワクチン漬けになるのではないかという声も聞かれます。定期接種、公費負担に対し任意接種、自己負担分については自己責任という考え方もありますが、子供の健康を守り医療費を抑制するためにも、予防接種の果たす役割をどのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

予防接種の果たす役割についてということの御質問でございますけれども、予防接種につきましては、議員御承知のとおり人の免疫の仕組みを利用しまして、病気あるいは感染症の予防に有効であると確認されておりますワクチンを接種することによりまして、病気に対する抵抗力、免疫力を高める方法でございます。予防接種を受けることによりまして感染症を予防したり、あるいはかかった場合に重症化しにくくするといった効果が期待されているところでございます。そういった状況からも感染症を予防して、またその蔓延を防ぐことによって住民の生命あるいは健康を守る重要な役割を担っているものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今説明にもありましたけれども、予防接種は体内に抗体をつくり、新たに外から侵入する病原体を攻撃する仕組みをつくり上げることが目的になります。しかし、そ

の仕組みをつくり上げるために、副作用があらわれるものがあると言われてしています。その点町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

予防接種を受けたあと、極めてまれにはございますけれども、やはり副反応が生じ健康被害が発生するということがございます。こういった場合につきましては、予防接種法に基づきまして、国に対する報告義務、あるいは健康被害が出た場合につきましては、医療費等の給付を受けることのできる救済制度等、そういった形での副反応が出た場合の健康被害に対する安全対策、そういったものが法律の中できちんとうたわれているところでございます。

また、予防接種を実施するに当たりましては、接種に関する実施要領というものが定められておりまして、予防接種を受ける際に当日の御本人の健康状態、あるいは家族歴、病歴、そういったものをあらかじめ確認した上で、医師による問診等を受けて受けられるかどうかの判定を受ける、その上でそういった副反応に関するきちんと説明書きをその場で提示されますので、そういったものに対して接種者あるいは子供さんにとりましては保護者の方が、そういったものをきちんと理解した上で、予防接種を受けることに同意した場合にのみ予防接種を受けることというふうにされております。予防接種法の第5条では、市町村は予防接種法に基づき、予防接種を行わなければならないとされているところでございます。町といたしましては、法令に基づきまして安全に予防接種が行われるように、医師会、医療機関、そういった関係機関と連携をしまして、実施をしなければならない、そういうふうと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の答弁が一般的に多分正しいだろうなというふうに思うんですけども、ただやっぱり子供が生まれて新生児2カ月からもう予防接種が始まっているんだという今の現状ですね、本当にもう1歳までに4つか5つも予防接種が始まっていくと。子供の状態も、お母さんの免疫が子供に行くんだから、その中でそのお母さんの部分が子供に対してもなるんだというのはわかるんですけども、やはりその中でこの副作用という部分をきちっと考えていかないとだめなのかなと。当然これは町だけではなくて国に、やっぱりその薬の副作用という部分を確認をしていくような働きかけをしていかなければならないのかなというふうに私は思います。新たな薬害と言われているHPVワクチン、子宮頸がんを予防するワクチンは10代前半の本当の若い女子が接種を行い、接種後に体調に異常を来す女性が急増し、2013年に積極的な接種勧奨の中止、要はするなというふうに中止がされています。ワクチンの因果関

係はいまだに不明と言われていますが、頭痛、関節痛、しびれ、脱力感、記憶障害など、多彩な障害が報告されています。ワクチン接種が健康被害の引き金になる可能性がある以上、国には被害者の救済を最優先に考えてほしいと思いますが、町内でも対象の年齢の方は接種したと思うのですが、発症したというような、発症した方にはどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） ヒトパピローマウイルスワクチンの接種者に対する対応ということでございますけれども、ワクチンによる副反応につきましては先ほどお話しさせていただきましたとおり、報告義務が課せられております。そういった事例があった場合につきましては、宮城県厚生労働省に報告のほうはさせていただいているところでございます。その上で先ほど議員の御質問にありましたような健康被害が発生した場合につきましては、国における医療費等の給付に関する救済制度がございますので、相談があった方に関しましてはそういった救済制度について説明をさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、法律に従って報告させていただいているという話だったんですけれども、利府町で発症した方っていうのはいらっしゃるんでしょうか。どのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） こちらで把握している方につきましては、1件となっております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） その人に寄り添った対応を町には求めていきたいと思います。1件、少ないとみるか、やはり1件あるということはもっとあるのかもしれないし、ただ確認したのが1件だということでしょうから、やっぱりその人と一緒に進んでいければいいかなというふうに思います。

ちょっと視点を変えまして、高齢者の健康を守ることと、高齢者の多くの方が加入する国民健康保険の医療費を抑制することは同意語であります。その中で高齢者インフルエンザの自己負担額が2,000円の最高額に塩釜医療圏が入っています。県内18の自治体が1,000円の自己負担であることを考えるときに、他圏域並みに2,000円を1,000円に引き下げることができないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

インフルエンザの自己負担につきましては、御指摘のとおり宮城県内で2,000円という金額が一番高い自己負担額になっているところがございます。利府町を含む二市三町で統一した料金とさせていただいているほか、県内の幾つかの自治体で同じような負担額となっております。

昨年インフルエンザのワクチンの単価の値上げがございまして、その際に二市三町でワクチンの高騰に伴う自己負担額について検討させていただいたところがございますが、宮城県内でも比較的自己負担額が大きいということで、据え置いたという経緯がございます。今後も消費税の改正等も予定されているということで、引き続き二市三町でその自己負担額に検討するというので協議をさせていただいているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今のちょっと答弁で、負担額が大きいので据え置いたと聞いたんですけども、今ちょっと私の資料で見ていくと、実質的には高齢者インフルエンザで1,000円という自治体が19自治体、実際2,000円というのは7自治体、要は35自治体のうちの7自治体しか高額になっているところがない。ですから高いんだから早めに引き下げるべきだというふうにちょっと思っているんですけども、今据え置いたというふうに聞いたので、ちょっともう一度答弁をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

引き下げということでの二市三町の協議にはやはり至らなかったところがございます。やはり財政的な状況等もございますので、薬価は上がったんですけども自己負担額については現状のままで接種をしていただくという方向を二市三町で共通の理解のもとに選択したということでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 予防接種の単価ってここ5、6年ずっと一般的には子供の分なんかをみながら見てきたら、余り単価って上がっていないのかなと思ったので、ちょっと今薬科が上がったのでということで、薬科が上がったということは予防接種の単価も上がったので、そのまま2,000円だよというふうにちょっと聞こえてしまったんですけども、ちょっとそれはあとで確認をしたいと思います。

国民健康保険、医療費はやっぱり3割の自己負担ということがあります。その医療費を抑制

するためにもやっぱり効果を発揮するのが予防接種であり、高齢者インフルエンザや定期接種である高齢者肺炎球菌ワクチン。それをやることによって病気の発症を抑える、そしてあと医療費抑制の観点からも非常に大事なんだということを認めていきたいと思います。それをやるためにも、やはり予防接種ワクチンは無料にしてもいいんじゃないかと。その無料にしたことによって医療費を抑制するという大きな効果を発揮すると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

接種料を無料にという御質問でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、定期予防接種の中で高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌のワクチンにつきましては、B類疾病ということで法的には接種を希望する人に対する接種という位置づけになっております。そういった観点から県内の各自治体におきましても一定の自治体ごとに自己負担をしていただいて接種をしていただくというふうに行っているところでございます。医療費の抑制の効果につきましては、一定程度可能かとは思われますけれども、自己負担において接種するといった法律の趣旨に準じ、また二市三町との均衡を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今私の持っている資料でいきますと、高齢者インフルエンザの自己負担額が3割以下の自治体が21自治体程度であります。そこに仙台市に合わせて黒川地区も1,000円である。同時に大衡村は自己負担額はありません。要は無償で予防接種ができています。また高齢者で言えば、高齢者肺炎球菌ワクチン、定期接種ですけれども、3割以下の自己負担額にしているのは栗原市と県南の5町で七ヶ宿町と川崎町は1,000円の自己負担額であります。塩釜医療圏では5,000円の自己負担額が多い中で、利府町は4,000円と。塩釜医療圏の中では今一番高齢者肺炎球菌の自己負担額は低く、近隣自治体よりは1,500円少なくなっていますが、やはり医療費で3割だよというのであれば、予防接種も3割だよというふうに、要はかかる分の負担でやっていったほうが医療費の抑制にもつながるのかなと思います。3割の自己負担と比べればやっぱり今の高齢者肺炎球菌は1,500円高くなっています。やはり塩釜医療圏として引き下げのために自治体間の打ち合わせを、先ほど次の消費税のとありましたけれども、ぜひ国の予定では来年というふうにもなっていますので、ぜひこの1年の中で自治体間の打ち合わせを行うべきだと思いますけれども、そういう予定になっているというふうに確認をしてよろし

いのでしょうか。次の消費税の値上げというのと、今値上げはしてないの、私は値上げ反対派です。値上げしないほうがいいんですけども、要は1年間の間にその打ち合わせをやっていくんだということで、先ほどの答弁を確認してよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

二市三町で保健衛生に係る課題について協議をする場ということで、保健衛生研究会という組織を設けております。その中でその予防接種の自己負担であったり、検診に関するさまざまな課題について協議をすることとしており、議員御質問の接種の自己負担等についても今後検討していくということで考えておりますので、御質問のとおりかと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは利府町が先頭を切って頑張って提案をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは大きな2点目、文化複合施設の整備についてです。文化複合施設の大ホールの補助金が単体ではつかないということもあり、図書館と公民館施設、小ホールの先行整備となりました。現在用地買収も進んでおり、大ホール整備までの道筋をしっかりと決めておかなければなりません。大ホール建築のためには、町中整備も含めてあわせてやらなければならないという説明がありましたが、平成32年度には第1期事業が完成する予定であります。そのときまでは全体整備の事業用地ととも進めているわけですから、整備のための条件整備は完了していると私たちに報告できるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） 木村議員の再質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したとおり、文化複合施設の第2期の事業を行うためには、社会資本整備交付金の採択というのが必須要件でございます。採択を受けるためには先ほど申したように文化複合施設用地周辺が市街化区域というふうな形となっております。町といたしましても、市街化区域編入候補地となっております新太子堂北地区の推移を注視しながらしてまいりたいと考えております。現在、町が行っております文化複合施設の第1期事業によりまして、周辺道路も整備するということで、都市拠点である複合施設整備で新太子堂北地区の事業が推進するものと考えております。とにかく第1期事業を平成32年度末まで完成を目指し、全力で取り組んでまいります。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今現在の部分とまだ調整区域があそこにあるわけですから、その調整区域を市街化区域に認めてもらって進めていくんだという決意のあらわれなんだというふうに私は理解をしておきます。事業を1つずつ進めていくわけですから、現担当者とするばまず現状の目の前の事業を遂行していくということになります。大ホールの整備には当初の計画に加えての事業が進められることになるわけですから、再度事業計画をつくらなければならないということになりますが、長期計画上の観点では、今後第1期工事施工中に大ホール、そしてあと近隣の部分の町中整備ですね、あわせてやっぱり確認整備をするとともに、その補助金の申請もこの第1期工事が終わるまでにはできるんだというふうに確認をしてよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） お答えいたします。

第2期の事業についてはやはり市街化という形で、やはり第1期を行っております32年度までそちらの推移を見守りながら、多分、多分と言うのはちょっと失礼ですが、やはり町としても市街化を目指しておるといいう地区でございますので、そちらのほうになって、はっきり言いますと市街化編入になった時点で都市整備計画策定が可能になった時点で、国と協議を進めていきたいということで、特に第2期の実施設計についてはまだ今後する予定でございますので、そちらについては事業推進における課題等も整理検討して、とにかく補助採択が受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） この前全協の中で説明を受けたわけですが、あそのところの調整区域を都市計画区域の変更ということで説明を受けました。市街化区域をある程度、全体的には分断という形の中で、葉山のほうが緑地区域になるんだよということも進めてきました。この前の説明の、要は事業計画の採択というのはちょっと何年ころを今予定されているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 木村議員の御質問にお答えします。

新太子堂地区北の市街化編入のスケジュール的なことというふうに捉えてお答えしますが、全員協議会でも御説明したとおり、あの地区につきましては、保留地の位置づけが特定保留地区ということで、一般保留よりも通常よりも事業確度が高い地区に指定されております。現に今組合の施行で、土地区画整理組合ですね、組合の施行で市街化の編入に向けて取り組んでお

りますが、もう既に組合の役員さんたちの集まりも30回以上を超えて行っている状況でございます。

そういったことから特定保留地区に位置づけられておりますので、なるべく早い段階に市街化に向けて町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） あそこまで都市計画の線引きがもう出ているので、やっぱりきちっともう早めにそれを進めていかなければならない。ただ、利府町の文化複合施設の観点でいけば、今いっぺんにすぐできてだめなわけで、まず今小ホールの整備を平成32年までにやっていくんだよということになれば、その前段の部分で市街化区域にして、その市街区になった時点で今度は大ホールも含めた答弁であった都市再生整備計画の再整備というんですかね、再計画を立てた中で補助金を申請していくということが大事なのかなと思います。それをやっぱりやっていくためにも、今のきちっと準備をしながら計画をやる所と実行部隊の担当室の部分が打ち合わせを行いながら進めていってほしいなと思います。

次の質疑に入りますけれども、引き続きやっぱり町民負担の少ない手法、補助金や起債を獲得しての整備を進めていくことを求めたいと思います。

次に小ホールの整備についてです。小ホールは大ホールに比べて町内の文化団体や愛好会などが発表の場に利用されることが多くなると思います。座席数については先ほど町長からも400席から430席にふやされたということが報告されました。移動式の座席を採用することも報告されていますが、音響等についてどのような配慮をなされているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） お答えいたします。

小ホールの設計につきましては、コンサート、演劇等も考慮した設計となっております。音響につきましては、音響反射板を設置し、音楽ホールとしての利用も可能であり、演劇につきましては、各種幕や照明、音響設備も整備します。小ホールの一番最大の特徴としては、アトリウムと一体的に使用できるという配置から、多目的な利用ができるということで、将来整備する大ホールはちょっと違った目的での使用もできるということになっております。また、この前説明いたしました小ホールの座席数を30席ふやすことによりまして、今町でいろいろな行事等がありますので、できる限り席をふやしたことによってこれまで公民館の文化ホールよりも多機能に利用していただけるものと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 以前十符の里プラザ3階のコミュニティーホールで利府太鼓の演奏を聴くことができました。本当に勇壮で素晴らしい発表だと私も思いました。ただ、町内で音楽スクールに通っている方の発表会となれば、太鼓ではなくてやっぱり音量の小さなクラリネット等もあります。やはりそういう意味では生の音を聞かせるのも当然大事でしょうけれども、やっぱりそういう小さい音のために集音マイクや音響のグレード、先ほど音響板の話がありますけれども、集音マイク、音響のグレードを上げていくこともとても大事なことだと思うのですが、その辺はさっき音響板がありました。そのほかに考えていくことがあればお願いします。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） お答えいたします。

小ホールにつきましては、先ほど答弁したとおり、小ホール自体が多目的を有しているということで、特に音楽だけに特化した施設でないということはまず御理解いただきたいと思えます。しかしながら基本設計を策定する段階において、ワーキンググループ等からも意見がありましたので、音響設計の専門コンサルタントと検討を行いまして、最大限小ホールも音楽ホールとしての機能を考慮した設計となっておりますので、利用される方にも御理解いただける施設と考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の前の答弁なんですけれども、小ホールの使い方としては講演会、また発表会が行えるようにするんだと。またそれとともに可動式の座席方式を採用することによって、要は展示ができる、要は下げたことによって前の通路部分も含めて展示会なんかもできるようにしていきたいんだという今の説明なんだと思いました。

第1期工事費の上限を40億円と設定して進めているわけですが、公民館と小ホールについては補助金がつくんだよということで、図書館については補助金はつかないという話を聞きました。やっぱり何とかして今町民にとっては図書館の整備こそ待ち望んでいるんだよという先輩たちからの話もよく聞かされます。何とか町民にとってやっぱり図書館って本当に大事だと思うんですよね。その大事な施設に、今の現行制度でやっぱり補助金はつかないということがあったんですけれども、そこを何とかやっぱりちょっと努力をして補助金なり起債の枠なりを獲得して進めるということではできないんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） お答えいたします。

文化複合施設整備の補助金でございますが、こちらの事業については社会資本整備交付金ということで、御承知のとおり今箱物関係の補助事業というのが国のメニューからかなり少なくなっております。そして前には文科省のほうで図書館とかというのもあったんですが、今現在は交付金という形で変わっておりまして、とにかく今考えられる町民の皆さんが待ち望んでいる複合施設をつくるためには、やはり社会資本整備の交付金というものを活用するとあわせて、そちらの交付金が対象事業費の40%、あとその対象事業費から引いた分の90%程度は公共事業債ということで、交付税対象になる起債で運用するというので、その他の分については基金とかも含めて事業費をできる限り抑制した形で、40億以内で進めるように鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今年共産党議員団で、北海道の上ノ国町を視察してきました。上ノ国町では過疎債を活用した事業を行っているという話でした。起債と言えば借金ではありますが、やっぱり国の起債にはさまざまなメリットもあります。やはり利府町が採用できるような起債や補助金を探し出すことも大きなメリットを生み出すことになると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（菅野 勇君） お答えいたします。

過疎債につきましては、御承知のとおり利府町では該当にならないということで、特に今回の事業を策定する段階において、17種類の補助制度や4種類の起債、利府町が該当できるものについて、ずっと調査検討しまして、現段階において一番有利な制度を活用した形で財源の確保という形でこの事業を進めるという形になっております。しかし、文化複合施設推進室というふうな形で特命の担当をさせていただきますので、今まで決められた財源だけでなく、常に国の補助制度や助成制度を注視しながら、できる限り財源の確保が図れるよう、積極的に調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の答弁どおりぜひ、担当課だけではなくて、利府町全体が町長初め、皆さんがやっぱりいろいろ起債も含めて探せばどこからか出てくる部分もあるんだと思うんですよ。今全然頑張った中では今の枠の中ですけれども、やっぱりそれを少しでもちょっと目を広

げながら頑張っていくことが大事なんだというふうに思いますので、町全体での取り組みをよろしくお願ひしたいと申ひます。

今回取り上げさせていただきました1、町民の健康を守るために予防接種の無料化を、2、文化複合施設の小ホールの機能増強と町民負担の軽減は、常に町民視線に立った行政運営を進めていくことが求められています。町の事業は実施すればいいのではなく、町民の要望に沿った事業運営を行うとともに、行った事業を再度確認し、修正、改善を行わなければなりません。引き続き町民生活に寄り添った対応を求めるとともに、町民やお年寄りが健康で長生きできる行政運営に頑張ることを表明し、9月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で6番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時46分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉田裕哉議員が通院のため中途退席をしております。

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（櫻井正人君） **追加日程第1、会議録署名議員の追加指名**を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、12番永野 渉君を追加指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 一般質問を続行します。

次に、**5番 安田知己君の一般質問**の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） 5番 日本共産党安田知己です。今定例会には3件について質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1点目、国民健康保険税について。

2015年5月に持続可能な医療保健制度改革を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が成立しました。平成30年度から国保の保険者が県と町になり、国保55年の歴史の中で

の大転換が行われます。実質的には国保のさまざまな実務である各徴収、給付や検診等は町が行い、県が国保財政を管理します。8月17日議員全員協議会で現時点で把握している改正概要等の説明がありましたが、県単位化に向けて町の考えをお聞きします。

- (1) 平成28年度本町における保険者支援金の交付額は幾らでしょうか。
- (2) 保険者支援金をどのように活用するのでしょうか。
- (3) 県単位化されることで、国保の納税額は今後どのようにになると予測しているのでしょうか。
- (4) 平成30年度から国保県単位化で町は県へ納付金の100%納付が義務づけられます。県が決定する納付額を全額保険税で徴収できないときはどうなるのでしょうか。
- (5) 現在ある国保財政調整基金はどうなるのでしょうか。
- (6) 今後は保険税の引き下げなどで被保険者の負担軽減は図れなくなるのではないのでしょうか。現在でも高いと言われる国保税がさらに高くなるという懸念はないのでしょうか。また、短期被保険証や資格証明書の発行はどうなるのでしょうか。

2点目、消防団についてです。

消防団は常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生の際に自宅や職場から現場へ駆けつけて、その地域での経験を生かした消防活動や救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であります。そして地域における消防防災のリーダーとして、平常時や非常時を問わず、その地域に密着し住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。そこで町の考えをお聞きします。

- (1) 消防団の装備の基準が改定され、全ての消防団員に配備することとなっている安全靴、ライフジャケット、防塵マスク等の配備状況及び全ての分団に配備することとなっている救助活動用機材の配備状況はどうなっているのでしょうか。また、ヘルメットの耐用年数はおおよそ5年となっていますが、その更新と配備状況はどうなっているのでしょうか。
- (2) 国は消防団員1人当たり年額報酬3万6,500円、1回の出動に当たり7,000円の手当を支払うとして、自治体に渡す地方交付金の額を算定しています。本町では年額報酬が3万5,000円、訓練または出動の場合は1日につき3,000円となっています。年額報酬と出動手当を上げてはどうでしょうか。
- (3) 老朽化がみられる消防団格納庫や詰所は計画的に整備していくのでしょうか。
- (4) 条例では消防団員の定数は131名であるが、充足率はどうでしょうか。また加入促進の取り組みと成果はどうなっているのでしょうか。

3点目、熊の出没について。

今年は全国で熊による被害が数多く、山間部だけではなく市街地や住宅地でも目撃情報や熊に人間が襲われる被害が起こっています。本町でも菅谷台団地などで熊が目撃されており、身近な問題となっています。そこで町の考えをお聞きします。

(1) 菅谷台団地では、熊が目撃されたときに注意を呼びかける防災無線がありました。しかし、言葉が聞き取れなかったとの情報が住民から寄せられています。聞き取れるように改善するべきではないでしょうか。

(2) 残飯などの家庭ごみが熊の餌になる場合があります。ごみ出しのルールを守ってごみを長期間放置しないような指導が必要ではないでしょうか。

(3) 熊が目撃されたときは、周辺の学校で集団登下校する対策が必要ではないでしょうか。

(4) 町のホームページには熊の目撃情報を掲載しています。しかし、ホームページのトップ画面上では見つけにくいと感じます。改善が必要ではないでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、国民健康保険税について、2、消防団について、3、熊の出没について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 5番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の国民健康保険税についてでございますが、(1)と(2)につきましては、関連がございますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

保険者支援金についてでございますが、平成28年度につきましては、保険者支援分として約4,400万円が報告されており、拡充される前の平成26年度と比較いたしますと、約2,500万円程度の増額となっております。この支援金の活用方法につきましては、平成28年度の町の負担すべき医療費が約18億6,334万となっております、前年度と比較しますと約1億1,578万円増加しており、国保財政が圧迫されていたことから、保険者支援金は医療費の増加分へ充当することで、国保財政の安定化を図ってきたところであります。

なお、県単位化となる平成30年度からは、県が一括申請することから、県の歳入となる予定であります。

次に、(3)から(6)までは、関連がありますので一括してお答えを申し述べさせていただきます。

今後の保険税の納税額と負担軽減についてであります。平成30年度以降の保険税につきましては、宮城県から示される納付金の額や、あるいは標準保険料率をもとに町において保険税

率を定め、算出することとなります。しかしながら現時点でも給付金の額や標準保険料率は示されていないことから、今後の納税額につきましては予測ができない状況であることを御理解をお願いしたいと思います。

今後情報収集に努めながら加入者の皆様にとって大きな負担とならないように、十分考慮していきたいと考えております。

また、納付金の納付と財政調整基金についてでございますが、納付金につきましては、保険税の徴収額により十分納付できると考えておりますが、不測の要素により保険税で納付金を支払うことが困難となった場合につきましては、これまでどおり財政調整基金を取り崩すなどして対応することになるのではと考えております。

最後に、短期被保険者証及び資格証明書の取り扱いについてであります。これまでと同様に各市町村において発行する予定となっておりますが、発行に関する基準については市町村間で差が生じることのないように、今後宮城県において指針を策定することとなっておりますので御理解をお願い申し上げます。

第2点目の消防団についてであります。

まず(1)の消防団装備の配備状況についてであります。東日本大震災で多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、災害現場での消防団員の活動時の安全確保のために、安全靴やライフジャケット、救助活動用資機材などの装備の充実を図ることを目的に、平成26年2月に消防団の装備の基準が改正されております。町では消防団員の安全確保を図るために、平成23年度にライフジャケット、平成26年度にLEDヘッドライト、平成28年度に救助用安全靴を全団員配布するなど、装備の充実を図ってきており、今年度はさらに防火衣一式を配備することといたしております。なお、ヘルメットにつきましては、平成18年、19年度に全団員に配備しておりますが、5年の耐用年数を超過していることから、今後更新を行ってまいりたいと考えております。また、救助活動用資機材につきましては、エンジンカッターなど一部配布している機材はありますが、AEDや油圧ジャッキ等の配備にはまだ至っておりません。消防団員は火災現場や風水害等の災害現場などで厳しい活動を余儀なくされることから、身の安全の確保が何よりも重要であり、引き続き装備品の充実に努めていくとともに、効率的かつ効果的な救助活動に資する機材の拡充につきましても、可能な限り推進していきたいと考えております。

(2)の年額報酬と出動手当についてでございますが、本町の消防団員の年額報酬は3万5,000円、出動手当は3,000円であります。近隣の二市三町の年額報酬平均は、2万6,725円、出動手

当平均額は3,275円となっており、これらと比べても本町は決して低い水準とはなっておりませんが、県平均との比較からみても報酬等の増額につきましては、ほかの非常勤職員との関係もあることから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

(3)の消防団の格納庫、詰所の整備についてであります。建築から大分年数が経過しております。老朽化が進んでいることについては認識しております。しかしながら、ポンプ車、車庫等を整備するには用地の確保を含め、多額の費用を要することから、平成29年の3月に策定した公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的な整備を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、修繕等につきましては、分団から要望を受けまして、随時実施をしているところでございます。

(4)の充足率と加入促進についてでございます。本年9月1日現在の団員数は定数131に対して120人、充足率は91.6%となっております。近隣の市町と比べ、高い水準になっているものの、御承知のとおり本町の消防団員のなり手世代はサラリーマンが大多数でありまして、団員の定数確保には至っておりません。現在加入促進の取り組みとして、広報誌で、町のホームページでのほか、成人式参加者へのチラシ配布、あるいは分団ポンプ車庫へののぼり旗の設置、さらには団員による勧誘活動なども行っており、今年度は女性団員1名を含む4名の団員が入団しております。今後もさまざまな機会を捉えて団員募集に努めていきたいと思っております。

続きまして第3点目の熊の出没についてであります。先ほど小淵議員からも御質問をいただきましたが、まず(1)の防災無線の注意の呼びかけについてであります。この熊の目撃情報があった場合は、目撃された周辺エリアに対しまして、防災行政無線による注意喚起を行っております。今回、今朝の7時20分の熊発見で、神谷沢、菅谷、菅谷台、3町内会に防災行政無線の注意喚起を行いました。今年度については、これまで菅谷台地区周辺に2回、青葉台地区周辺に1回の合計3回、放送を行っております。お住まいの場所によっては音が小さくて聞こえにくい、反響して聞きとりづらいなどの御意見をいただいております。防災行政無線での情報発信に際しては、放送の内容や話し方について工夫を行いながら、わかりやすく聞き取りやすい情報発信に努めておりますが、気象状況やスピーカーからの距離などによって放送内容が聞き取りにくい場合もあります。防災行政無線の運用開始から3年余り経過しておりますので、これまでに出された町民の皆様や町内会からの御意見等を整理して、改めて対応策を検討してまいりたいと考えております。なお、放送内容が聞き取れなかった場合の対応として、同報無線、テレホンサービス、356-8951をダイヤルしますと防災無線での発信した内容について

て確認することができる旨を町のホームページや広報誌に掲載して周知をしているところでございます。

(3)のごみ出しのルールについてであります。ごみを出す際の当日の午前8時30分までに集積所へ出すことといたしております。熊に限らず野生の鳥獣の餌になることが不安視される、ルール違反の可燃ごみについては現在のところ環境美化推進委員の点検によって、特に問題となるような報告はされておりましたが、今後もルールを守るように周知を図ってまいります。しかしながら今後熊等の被害が懸念される場合は、さらなるルールの徹底とごみ収集のルールや時間の変更なども検討していきたいと考えております。

(3)の集団登下校の対策についてでございますが、熊の目撃情報があった場合には学校長が出発場所や時間帯から通学路等の状況を判断いたしまして、集団の登下校を実施しているところであります。また、保護者につきましては、関係する学校において一斉メールを発信いたしまして注意喚起を行っているところでございます。

(4)のホームページについてでございますが、先ほど小淵議員の御質問にお答え申し上げておりますが、現在目撃情報が寄せられた際には、ホームページやメールマガジンで情報提供を行っているところであります。ホームページ上ではトップ画面の最上段にトピックスとして掲載しておりますが、目撃から数日が経過し、熊目撃情報以外の最新のお知らせが掲載された場合には情報が繰り下がるために、議員御指摘のように見つけにくい状況となってまいります。現在のホームページの構造上、表示方法を大幅に変えることは難しいこととなっておりますが、次期のシステム更新に合わせまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では再質問してまいります。

まず保険者支援金についてお聞きします。支援金の交付額を今聞いたら2,500万円程度で、思ったより少ない金額だったのですが、この支援金というのは、低所得者への支援を目的としたものだったのではないのでしょうか。他の自治体はどのような活用をしているのか、もしつかんでいる情報等あればお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

保険者支援金につきましては、本町の場合は町長の答弁にもありましたように、医療費の増

加に対して充当してきております。これは国保財政の安定化を図るために行ってきているものでございます。近隣二市二町につきましても、支援金を活用して低所得者への支援を行ったということはないということを確認しております、本町と同様に医療費の増額に対して充当してきているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ほかの自治体も同じような支援金の活用の仕方をしていて、利府町も国保税を上げないために支援金を活用したということですね。了解いたしました。

次に（3）の県単位化されることで国保の納税額は今後どうなるかについてお聞きします。

まず国保では国民健康保険法というのがあります。第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とするとしております。国保は社会保障であると示しております。今回県単位化にするに当たり、宮城県国民健康保険運営方針案というのがあります。こういうのが多分来ていると思います。この方針案に、策定の目的というのがあるんですが、ちょっと読み上げますが、本方針は、県と県内市町村が一体となって国民健康保険を安定的、効率的に運営するために必要な事項について策定するものであると書かれているんですが、運営するために必要な事項を記しているだけで、方針案には社会保障の視点というのが全く見えないんですね。ということはこれ策定する上で大きな問題になってくるんじゃないかなと私は感じるんですけども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

運営方針案に社会保障の記載がないということですが、今回の方針案は国で策定している運営方針策定要領というものに基づいて、県が作成しております。県単位化に今回特化した内容となっていることから、議員御指摘の社会保障の部分の記載がなされていないというふうに推測されます。ただ、国の要領は国民健康保険法に基づいて策定されておりますので、根底には社会保障という部分があるものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やっぱり国保は社会保障であるという立場で、今回県単位化を考えていてもらいたいと思います。

次の質問にします。今回の方針案では、策定体制、これは国保運営連携会議となっております

す。この連携会議では県、市町村、国保連合会で意見聴取をして運営方針を策定するとしております。国保担当の伊藤課長も入っていると思います。ということは町も一緒になってこの運営方針を策定しているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

運営方針案の策定についてどうかかわっているのかということですが、国保の運営連携会議において、運営方針案などについて協議をしてきておりまして、会議の場では市町村からもさまざまな意見を出してきております。また各部会というものもございまして、その部会のほうも各市町村の担当者から意見を聴取して、という状況でありますので、県と市町村とで一緒に策定してきているという認識でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 連携会議の中で町として意見が言える立場であるということを確認いたしました。しっかり声を上げていてもらいたいと思います。

次に、宮城県の国保の状態を見ますと、平成27年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者などが、無職の方、45.8%で最も多くて、続いて非正規職員、非正規雇用者など厚生年金加入要件を満たさない、そういった方が23.3%となっています。世帯主の職業が無職とワーキングプアで7割あり、宮城県全体で法定権限世帯割合が26年度ですと52%もあるということでした。このような状態をやっばり見ますと、国保を払うことができる国保税にすることが大切だと感じていますが、町としてのお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今後の国保税についてということでございます。町長の答弁にもございましたように、今後の国保税につきましては、納付金の額と標準保険料率が県のほうから示されます。その後に本町として国保税の税率をどういうふうにするかということを検討するというスケジュールになっておりますので、現時点では今後の保険税についてお答えすることは難しい状況ではございますけれども、加入者の皆さんにとって大きな負担とならないよう、十分考慮して行きたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。

次に、方針案の財政収支に係る基本的な考えというところをちょっと見てみますと、法定外の一般会計繰入のうち、決算補填などを目的とした解消及び削減の対象とするというものがありました。解消、削減の対象とする一般会計繰入はまず保険税の収支不足による補填、あとは医療費増加に伴う保険給付金増加分への充当、これがちょっと問題だと思うんですけども、保険税の負担緩和を図るための補填、そして累積赤字補填などです。ちょっと確認したいんですけども、今挙げた方針案で示されている一般会計繰入、これは法律で禁止されていることなので、繰入はやめなさいということなのではないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

法定外の一般会計繰入金についての取り扱いですけれども、今回の方針案では、決算補填等を目的としたものについては、解消、削減の対象となったものでありますが、議員御質問の法律で禁止されていることなのかということにつきましては、法律上の制約はございませんが、国保会計の赤字市町村を計画的に解消するために、今回新たに定められたものでございます。

また、本町は決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入は行っておりませんので、御承知願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 利府町では一般会計繰入はこれまで行っていませんが、法定外ですね。今後国保税がどんなふうになっているか、どのようなかわからない状態であります。そもそも国保というのは無職や低所得者が多くて、町民が払える保険税とするためには、必要な繰入というのは町が判断すべきだと思います。そうしないと町民が納める国保税が際限なく上がっていく可能性があります。また、答弁で法律では禁止されていることではないということでしたが、一般会計繰入はやっぱり市町村が判断するものとして認めるべきだと思います。ぜひそういう声を上げてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

法定外一般会計繰入についてですけれども、本町は先ほども申したように一般会計繰入は行っておりませんけれども、今後どのような財政状況になるかもわかりませんので、近隣市町村の対応も確認しながら、必要に応じて対応していきたいと思っておりますし、またそれらについて各会議等がございまして、その中で意見を述べていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひしっかり意見を述べていただきたいと思います。

次に、標準的な保険料の算定方式についてお聞きします。いろいろ全員協議会で説明を受けたんですけども、なぜ3方式にするのか、そして資産割というのはどうになってしまうのか、あと3方式にするメリット、デメリット等をちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

課税方式を3方式にするということについてですけれども、まず県内では現在3方式が8市町、4方式が27市町村となっております。本町は4方式で課税をさせていただいております。今回の県単位化に伴いまして、標準保険料の算定方式を示すことが必要となったことから、4方式の市町村の意見を取りまとめた結果、被保険者数では3方式が多いなどの理由から、資産割を除いた3方式へ統一する方針となっております。

3方式によるメリットについては、所得が少ない方にも資産割が課税されるため、低所得者の負担が解消されることとなります。またデメリットにつきましては、資産割分の税額を所得割、均等割、平等割に求めることとなりますので、加入者の保険税に影響が出ることが予想されます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今3方式のメリット、デメリット等教えていただきましたけれども、今後どうなるかちょっとわからないということもあるんでしょうけれども、県は3方式にする一番の理由というのは、仙台市とか塩釜市とか気仙沼市とか、人口が多いところが3方式だから、やっぱり被保険者が多いからこの3方式にするんだという説明をしておるので、今後見守っていきたいと思います。

次の質問に移ります。応能応益割合の問題です。

平成28年度の応益応能割合を見ますと、応益割が48.33%、応能割が51.67%になっております。それをこの方針案では応益割を52%、応能割を48%にするとしております。比率が逆転しているんですね。皆さん御存じだと思いますけれども、応益割が上がるとやっぱり低所得者の負担が当然ふえてまいります。低所得者の負担がやっぱりふえるということは、低所得者が払える国保、国保税というのはもう限界に来てるとやっぱり感じるんですよ。やっぱり応益割ではなくて応能割を、そういったもの、応能割を上げることがまず大切なんじゃないかなと思うんですが、町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

応益割と応能割についてですけれども、方針案では議員のおっしゃったように応益割が52、応能割が48となっております。これはあくまでも保険税の標準的な算定方式でありまして、この方針案を参考に町において保険税率を定めることとなっておりますので、今後示される納付金の額をもとに検討してまいりたいと考えておりますが、どのような割合になるかは現時点ではお答えすることは難しい状況ですので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 応能応益割合ですね、どのような比率になるかまだわかりませんが、やっぱり町民が払えるような応能応益割合にさせていただきたいと思います。

次に、均等割、平等割の問題というのもこの方針案ではちょっと見えてきております。方針案では均等割と平等割を70対30にしています。均等割がふえると子供が多い世帯の負担が増加します。この方針案では少子化対策とは逆に逆行しているんじゃないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

前のお答えと余り変わらなくなってしまうんですけれども、均等割、平等割につきましても、方針案で均等割70、平等割30と出ていますけれども、あくまでもこれも保険税の標準的な算定方式ということで進めてきておりますので、町においてその後保険税率を定めるということになりますので、納付金の額をもとに再度検討させていただいて、税率を出していきたいというふうに考えておりますので、どのような割合になるかは現時点ではちょっとお答えすることは難しいので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 理解いたしました。子育て世帯を応援している利府町なので、その施策に逆行しないような、そういった対応をしてもらいたいと思います。

次に（4）の保険税の徴収についてお聞きします。

方針案では、県から3年間で求められる収納率というものがあります。利府町の目標収納率は92.5%となっていて、28年度決算ではクリアしていますが、だからといってこれは安心できるものではないと思います。これまでも町は収納率の向上に努力をしてきましたが、国保加入者の生活の実態に即して、そして町独自に判断することも可能でありました。ところが新

しい県単位化のもとでは、決められた納付金を全額県に入れなければなりません。こういう思いが圧力となって、国保加入者の生活実態を顧みない徴収強化につながっていくのではないかなと感じているのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

収納率についてでございます。方針案では本町の目標収納率は議員がおっしゃったように92.5%となっております。本町の場合、27年度の収納率は91.8%でありましたけれども、収納部門の努力の結果、決算の審議前ではございますけれども、28年度の実績といたしましては、92.6%の収納率となっております、目標の数値をクリアするという結果が出ております。今後は納税者の皆さんの御理解と御協力のもと、この収納率を維持していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 利府町は県から3年間で求められる収納率はクリアしているということですが、国保加入者の状態によっては毎年これがクリアできるとは限らないと思います。国保加入者の実態を考慮した徴収をこれからも心がけてもらいたいと思います。

では次に（5）の国保財政調整基金についてお聞きします。

基金は町が管理していくということですが、ちょっと少し考えてほしいのは、宮城県の市町村でため込んだ基金というのは、全国平均の3.7倍でダントツの1位であるということです。平成27年度末の宮城県内の市町村の基金全体で194億6,636万円で、被保険者1人当たり3万4,764円でありました。全国平均が9,322円なので約3倍の金額であります。県単位化でやっぱり求められるのは、保険料を引き下げることが県に求められる最大の課題ではないのかなと私は考えているのですが、町の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

財政調整基金関係についてまず、本町の財政調整基金の残高は平成28年度末で2億4,300万円ほどとなっておりますけれども、近年の医療費の増加によりまして、ここ2年間で約1億円ほど取り崩している状況であります。財政調整基金については今後納付金と収納率の関連や、医療費の増加など不測の事態に対応するためには重要な位置づけとなっていくものと考えております。

また、県単位化による保険料の引き下げについては、そうなることが理想ではあると思いま

すけれども、国保の財政状況や医療費の推移など多くの課題が山積しておりますので、町も県へ協力しながらよりよい国保事業の運営に努力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 確かに基金が多いところと少ないところがありますし、利府町の基金今2億円ちょっとぐらいでしょうか。この基金を使って保険税が上がらないように調整していくのだと思いますが、やっぱり町民が払える国保税というものを一番に考えてほしいと思います。

次に（6）の短期証、資格証の問題についてちょっと質問いたします。県は短期証、資格証を発行する統一の指針、ガイドラインをつくるとしております。平成28年度決算の短期証と資格証明書の状況を見ますと、利府町では118世帯、短期証を出しております。そして15世帯への資格証明書を交付しております。去年の6月ぐらいのデータですが、宮城県内では東松島市と南三陸町が短期証と資格証明書を発行しておりません。被災とかそういったことがあったからだと思うんですけども、県はこの指針、ガイドラインをつくる言い分を市町村からつくってくれと言われたからつくると言っています。このガイドラインができてしまうと、現在短期証や資格証明書を発行していないところもまず発行することにもなりますし、あとは短期証と資格証の発行が機械的に広がってくる恐れもあるんじゃないかなと思うんですが、町としていかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

今後の短期証と資格証の取り扱いについてでございますけれども、運営方針案では県が発行の指針を作成するというふうになっております。その指針により各市町村が判断することになると思いますので、ただその概要もまだ県のほうから示されていない状況です。ですので、この場でその内容がわからないままお答えすることは難しい状況ですけれども、本町としては今後示される指針の内容を確認しながら、内容を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 短期証と資格証明書の発行ですが、やっぱりこれはそれぞれの市町村が実態に応じてというのが原則だと思います。市町村がそれぞれ判断して行うべきだと思うということと、あとどうしてもこの指針、ガイドラインをつくるのであれば、このガイドラインに短期証、資格証明書は機械的に発行しないと、そういった文言を入れるような働きかけが逆に必要なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

短期証と資格証の発行についてですけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、現時点では指針の概要もまだ示されておられませんので、お答えするのは難しい状況ではございますけれども、今後示される指針の内容を確認しながら、各種会議などの機会を捉えまして意見を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 多分仮定の話をして本当に答弁難しかったですと思いますが、国民健康保険法の第1条には国保は社会保障であると示しております。国民皆保険の立場から能力に応じた負担でいつでもどこでも誰でも保険証1枚で必要な医療が受けられる、そういった国民皆保険制度にすることが大切だということを訴えまして、次の質問に移りたいと思います。

消防団の質問です。まず消防団の装備についてお聞きします。ヘルメットなど更新するということですが、やっぱり工業製品おおよそ耐用年数が決まっております、ヘルメットなど外見に異常がなくてもおおよそ5年ぐらいで耐用年数が来ると言われております。安全のためには消防団のヘルメットですね、耐用年数前というか、もう更新のほうに入ってもらいたいと思います。ちょっとそこでお聞きしますが、今消防団が使っている雨具ですね、カッパですね。これ現在オレンジ色のものを支給しておりますが、今年のように長雨が続く年は雨具の使用頻度というのは非常に高かったと思います。雨具、やっぱり隊員によっては非常に傷みが目立つ隊員がいらっしゃいますし、そういった隊員には新しいものを支給していかなければならないのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 安田議員の再質問にお答えします。

消防団員への雨具、カッパのことなんですが、雨具につきましては平成18年度、全隊員のほうへ支給しているわけなんですが、安田議員御質問のように使用頻度であったりどこかに引っかけて壊れているのがあると思います。そういうときは今までもやっているんですが、申し出により新しいものに取りかえてきていますので、今後も団員の使用頻度であったり使い方、使い方というか使って壊れたものにつきましては、順次取りかえていくように考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） カッパの更新の際はこの雨具の更新の際はなるべくいいものを、なるべく丈夫なものを選んで支給していただきたいと思います。

次に消防団員の報酬についてお聞きします。消防団員の活動、何回か一般質問で答弁見たりしましたが、報酬目的ではなくてボランティアだとしても、やっぱり年額報酬や出動手当、こういったものを国が示している金額まで引き上げる努力をしていかなければ、やっぱり消防団の処遇改善にはつながらないんじゃないかなと感じております。

そこでお聞きしますが、この消防団員の報酬や出動手当はこれ何年ぐらい上げてないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

消防団の報酬関係ですが、現在の報酬改定したのが平成9年に一律5,000円アップとして改正していますので、報酬ですね。していますので20年来改定をしていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今20年ぐらいアップしていないということでしたが、前に吉岡議員が消防団の質問をしたと思いますが、そのときの答弁では消防団はやっぱりボランティアであり、報酬ではなくて逆に消防団員の装備のほうを充実させていくんだという答弁があったと思います。装備のほうは先ほど町長から答弁いただきましたけれども、安全靴とかライフジャケットなど大分充実してきたのではないのかなと思います。今度は出動手当、国は7,000円と示しておりますけれども、この7,000円に近づける努力をしていってはいいいのではなかろうかと思うんですが、消防団に詳しい町長の意見もお聞きしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

この議会の中でも議員さん方4人の方が消防団で活躍されており、本当に心から敬意を表します。御承知のとおり今日本全国で消防団員不足で最悪な場合は役場職員も消防団員になるように総務省から示されているわけですが、おかげさまで現在充足率が91.何%で利府町の場合は非常にこのボランティア精神のおかげで、充足率が高いということでございますが、今安田議員のほうから消防団の報酬についての値上げの御意見をいただいております。先ほど申し上げましたように、二市三町で平均的なものよりも利府町は若干上回っているという状況でございますが、そういった意味でなぜこういうふうになったかという、これを消防団だけ改正しますとほかのいろいろな各種委員の費用弁償に係る、例えば教育委員、選挙管理委員、安全委員、農業委員、全てに影響してくる可能性があるわけですね。とりあえず今消防団におかれましては、国の指針よりも確かに団員では安いんです、国の3万6,000円。ところが班長、部長、

分団長以上になりますと利府町は、例えば団長で国の指針は8万2,500円、利府町は12万3,000円、つまり5割増しになっているので、団員だけ大変残念ながら3万6,500円のところ3万5,000円ということで確かに低いんであります。ただ上に行けば行くほど自衛隊と同じでピラミッド式ですから、団長は1人しかいません。団員は100何人いますね。そういった意味でこの出動手当7,000円のところ3,000円ということで、これは少し近隣の二市三町の消防団、大体連合演習と申しまして二市三町一斉に訓練する中で、1人だけ飛び抜けたのもだめ、下回ってもだめということで、ある程度基準を整えてやっているものですから、近隣の動向を見ながらできるだけ出動手当について改正できる部分があるかどうか、その辺検討させていただきたいと思えます。

それからもう1つはもう私は消防団含めて私達の年代は報酬よりも住民の生命、財産を守る消防団魂が大切だという教育を受けてきたものですから、皆さん今の消防団も恐らくは安いと思っても口に出さない人がほとんどで、それも火事になったらまず真っ先に駆けつける消防精神とかがあって、仰せのとおりそういう意味では敬意を表しますが、いずれにいたしましても近隣より差があるのであれば、出動手当ですね。どこまで許せるか検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今町長からお話聞かしまして、私も消防団に入っていないので、だから逆に上げたらどうかと、なかなかやっぱり自分が消防団だったら報酬というか出動手当を上げろという話はできないので、逆に私だからこう言えるのかなと思っております。あとは20年ぐらい前に上がったというのも、これ町長が議員だった頃に一般質問で多分消防団の実情というのを訴えて、それで報酬が上がったんじゃないかなとは聞いております。やっぱり消防団の気持ちや状況を理解できている町長だと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、広報巡回の手当についてお聞きします。現在広報巡回の手当というのは、400円です。消防団員は通常自分の仕事を終えて、夜の巡回、広報巡回などを行っています。仕事で疲れているときもある程度あるでしょうし、やっぱり冬は寒くて大変な仕事だと思います。この広報巡回の手当、こういったものをやっぱり上げる努力が必要なのではないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

巡回の時の手当ということなんですが、巡回のときにつきましては、御質問の広報巡回、日

額400円の費用弁償ということでお支払いしています。そのほかに雨天時の巡回、そのときは3,000円ということで支払っている現状でございます。金額の上げ方につきましては、先ほど町長が答弁していただいたとおり、特別職の職員である者の費用弁償ということで一覧表になってございます。そういった一覧表の中に費用弁償も同じくくりで400円というものが記載になっていきますので、最初に町長が答弁したとおり、全体的な委員の報酬額の見直しも視野に入れながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 町の考え方も理解できますが、平成28年度の10月、宮城県の最低賃金、ちょっと最低賃金とは違うのかもしれませんが、これが748円、ちょっとだけ上がったんですね。やっぱりせめてそのくらいまで引き上げてもいいのかなと感じておりますし、将来的には1,000円ぐらいを目指してもらいたいと思うんですが、答弁同じになるかもしれないですけどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

議員御指摘のとおりそういった見方も一つあるかと思っておりますけれども、町からの答弁といたしましては先ほど町長が申し上げましたとおり、各種委員のこともございますので、そちらを考えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 本当に前向きに検討してもらいたいと思っております。

続きまして消防格納庫や詰所の整備についてをお聞きします。利府町の消防格納庫と詰所というのは町内にどのくらいあるのか、まずお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

格納庫、ポンプ小屋のことだと思いますけれども、ポンプの車庫につきましては、各分団とございます。詰所のことにつきましては、第二分団と第八分団2カ所に詰所がございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 消防団員は火事のとときや有事の際は職場や自宅から消防団のそのポンプ倉庫というんですか、格納庫や詰所などに配備されている消防車に乗って現場へ向かうと思

ます。現場に向かう、その前に集合する詰所、こういったものを各分団ごとにやっぱり整備していかないと何かこれから問題があるんじゃないかなと思うんですが、町としてはその辺どういふふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

これも先ほど町長が答弁しましたとおり、町のほうで今年3月ですけれども、利府町の公共施設等総合管理計画を策定して、これから個別計画ということで策定していきます。その中に今議員の質問の中のものも含まれていますので、その中で検討していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今の答弁で今後検討するのかなと思いましたが、現在消防団の詰所2カ所ですね。消防格納庫、ポンプが入っているところのそういったところも今資材が多くて、やっぱりいっぱいになって中で休むということではできるような状態ではないと思います。そして消防団員には待機命令など、そういったときがあったとき、詰所がなければ消防車の中で待機することになりますし、場所の確保、用地の確保など問題はやっぱりあると思いますが、これは詰所の問題は検討してもらいたいと思います。

そこで現在の詰所2カ所あるということですが、1カ所トイレがないところがあるんですよね。やっぱり詰所にトイレがないということは不便ではないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど第二分団、第八分団の詰所ということでお話ししましたけれども、第二分団のほうにはトイレがありますけれども、第八分団のほうにはトイレがございません。このことは分団のほうからも要望されておりまして、今整備について検討しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ちょっと視点を切りかえますけれども、全国では女性の消防団員の数というのが増加していると、そういった情報を聞いております。これは消防団の加入促進の話ともちょっとするんですけれども、今後利府町でも女性団員を、その数をふやしていくという考えならば、やっぱり詰所とトイレの問題というのは早急に取り組んでいかなければならないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

御指摘のとおり女性消防団、現在は3名なんですが、全国的に女性消防団増員ということで、加入促進にも努めているところですが、確かに詰所に来たときにトイレを催したときはないというのは重要なところがありますので、それも含めて先ほど最初申し上げました計画の中で考えていきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 続きまして消防団員の定数、充足率についてお聞きします。

利府町の消防団員の充足率91.6%ですか、非常に高いということですが、この消防団員の定数ですけれども、ほかの自治体と比べて131名というのは少ないからこの充足率が高いのかなとちょっと思ったんですけれども、例えば七ヶ浜とは松島とかと比べると、利府町のその定数がちょっと低いんじゃないかなと思うんです。低いからこそこの充足率が逆に高いということがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

消防団員の定数の関係ですが、本町の定数につきましては131名ということで、昭和50年に改正して156から131に減らしてございます。経過を見ると、近隣の市町村につきましてもここ数年来何十人というふうには三角の改定が入ってございます。これの趣旨につきましては消防の定数の考え方がありまして、地域の実情に応じてというのがございまして、私どもの本町では近年110名前後が推移していますので、131という数字はそのことから今の定数というのが改正しないでそのまま引き続きやっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 定数、利府町には適正な人数だということですね。わかりました。

では消防団の入団の促進ですね、加入促進についてちょっとお聞きします。

今後消防団員を確保するためには、消防団員の活動内容というものをやっぱり住民、町民に十分理解されるようにしなければふえてこないんじゃないかなと思うんですが、やっぱり消防団の活動内容を住民に知らせると、そういった取り組みというのは何か考えているのであれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

活動内容の全容について説明する機会ってなかなかないと思うんですが、近年の大雨であったりとなると、消防団の見回りであったりいろいろなところで、場面で住民が見かけているものと思います。なおかつ私どもの消防の勧誘というか募集の中ではホームページや広報誌、そして成人式のときにチラシを配ったりもしていますので、そちらを継続的にやっていながら、周知というのを図っていくことを考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） じゃあ今後の取り組みに期待したいと思います。

答弁にもありましたが、サラリーマンの方の団員数が多いという話を聞きました。やっぱり自営業の方よりサラリーマンの方の団員の比率が高くなると、サラリーマンの方というのは日中働いていますから、日中の地域防災力の低下ということが懸念されると思います。平日の日中など、やっぱり消防団の役割を果たしていくためには、専業主婦などそういった女性が消防団に入る、入団してもらうというようなことも重要になってくるのかなと思うんですが、町としてその辺の取り組みはどういうふうに感じておられるでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

確かに従前の自営業者、農業であったりというのが団員のほとんどだったものが、現在はほぼサラリーマンの団員ということになってございます。そういう意味からとりましても、団員の増加をするためには、女性を勧誘しないとなかなか数的なものもございませう。ましてや女性ならではの活動もできますので、その流れは全国でも共通ですので、今後募集の中で考慮していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。全国的なアンケートを見たんですけれども、消防団のアンケートですけれども、このアンケートでは消防団員が個人的に勧誘したというのが92%ありまして、そしてその次が町内会、自治会、青年会を通しての勧誘というのが44%ありました。消防団員との地縁、そういったものに頼るのが大きな割合をやっぱり占めておりました。第八分団でしょうかね、その消防団員2人ふえたということですが、そのふえた要因をちょっと聞いてみますと、消防団の中に消防団員をふやそうとそういった考えを持った方が、やっぱり地域に声かけをしたということだったんですね。その結果がふえた。やっぱりそういう志を持った消防団員というのをふやしていく必要もありますし、町としてもやっぱりそういう団員を積極的に応援していく必要があるのではなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

確かに今の団員の新たに入団する方を振り返りますと、団員からの勧誘というのが一番力になっているんだと思います。今までのデータをちょっと見てみますと、26、27で入団、退団も含めまして三角2名、3名、というのが2年続いて、そのときに幹部会ですか、消防の幹部会の中でそういった周知をしていこうということでの動きが先ほど議員の紹介にもありましたけれども、増員につながったと思います。先ほど答弁しましたとおり、分団員の活動が一番入団については間違いないのかなと思いますので、今後も一層支援していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 消防団の質問ですね、終わりにしますが、やっぱり報酬よりも出動手当ですね。やっぱりこれは上げる方向でぜひとも考えたい。これは町長にお願いして次の質問、まだ時間があるので、次の質問に移ります。

ちょっと熊の出没についてお聞きします。防災無線が聞こえるように改善しているということでしたが、やっぱり防災無線に対していろいろな意見が出てきていると思うんですけども、こういった意見や要望、こういったものが出ているのかお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

同報系の防災無線は運営してから26年4月ですので、3年余りたっていますけれども、その中で放送するたびにというのはちょっと変なんですけど、毎年いろいろなことが寄せられてございます。全体的には私が考えているのは、スピーカーだけの問題ではなくて、そのときの天候であったり、その聞く方までのスピーカーの距離であったり、家の気密性などが影響しているいろいろな意見が出てきているんだろうなというふうに捉えていますけれども、一般的には音がうるさいであったり、逆に小さい、聞こえないであったり、反響して聞こえない、それから文章が途切れ途切れで聞きづらい、チャイムの放送が長い、昼の放送はいらぬ、逆に対応に感謝するといったり、聞き取りやすくなったという話であったり、声が小さくなったというようなこともございます。きょうも9時5分に熊に関する放送をしたところでありますが、4件の苦情と言っていいんですか、聞き取りづらかったということで来ています。内容を紹介しますと声が小さすぎて聞き取りづらい、低すぎて聞き取りづらい、それからエコーが効き過ぎている、精度の高い無線を使ったほうがいい、それから聞こえなかったということと、それから車の乗り降りをしていて聞こえなかったということで、先ほど町長からテレホンサービス、紹介し

ましたけれども、その方には同じくテレホンサービスを紹介して、大変喜んでおられたよう
でございます。きょうはそういった4件の通報がありましたので、御紹介かたがたいましたし
ました。聞こえづらかったの対応につきましては、町長が答弁しておりますように、今後こうい
たいろいろな意見を踏まえて考えていきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 町民からいろいろな要望があつて本当にその対応に苦勞しているんだ
と、これはよく理解いたしました。熊に対する情報提供だけではなくて、いろいろな場面で防
災無線というのはこの情報というのは重要な役割をこれから担つてくると思えます。やっぱ
り防災無線、実際に聞こえるかどうか検証して、取り組んでももらいたいと思えます。

続きましてごみの問題をちょっとお話ししたいと思えます。ごみを朝8時30分まで出すこと
になっていますが、ごみ収集日の前の夜に出すなど、そういった方がたまにいらっしやいま
して、ごみがやっぱり長時間放置されて、それでネコとかカラスとか、そういうのが荒らして
いると、そういう場面もやっぱり見受けられます。やっぱりごみ出しのルールをこの機会に徹
底して、もう一度町民の方をお願いするということが必要なのではないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

熊の関係のごみ出しということではよろしいかと思うんですが、今町長が答弁したように、環
境美化推進委員、町内に52名ということで、いろいろ回っていただいて点検もしていただい
ていますが、その中では特に問題となるような報告はされておられません。議員の今の発言趣旨
である前日に出す方がおられるということですが、まれにはいるのかなと思えますけれど、町
の周知といたしましては、皆さんも御存じかと思えますけれど、こういったごみのカレンダー
であったり、当時にあと私転入者の方には渡しているんですが、こういった百科事典という
ことを渡しますけれど、そちらのほうの内容の中にも前日の夜やごみの収集が終わったあと
に出さないようにということが書いてございます。今熊のごみのごみの集積所を荒らされるか
もしれないということがございますので、今後ごみ集積所、そういった熊の跡があるような
ことがありましたら、収集業者の利府衛生とも協議しまして、回収のルートの変更であったり、
そういったものを検討していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） やっぱりごみ出しのルールって住民のモラルの面があると思えますが、
この機会を通じてもう一度お願いしてもらいたいと思えます。

次に、学校の集団登下校について質問いたしますけれども、熊が出没したらもう集団登下校の計画とか取り組みとか、そういった取りまとめというのはもうできているということで、もうそういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

先ほど町長の答弁にありましたように、場所や時間帯によりまして学校長が判断した上で集団下校を実施している状況でございます。集団下校の際には保護者へもちろん一斉メールを発信いたしまして学年ごとの下校時間をお知らせするとともに、教職員が同行いたしまして自宅までの安全確認を行いながら下校している状況でございます。登校に関しましても保護者に対して一斉メールを行いまして、学校職員が地区内で街頭に立って見守りを行いましたり、それから車で巡回をしたりということで安全確認に努めております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 菅谷台団地の保護者の方なんですけれども、やっぱり防災無線を聞いて学校まで心配になって迎えに行ったということもありました。まず全ての保護者が迎えに行けるというわけではありませんので、やっぱり保護者が安心できるような取り組みをこれからも行ってもらいたいと思います。

続きまして最後ですね、町のホームページについてお聞きします。私もあのトピックスというの、ちょっと見逃して、聞いてそしてクリックしてみたんですけれども、クリックすると熊の目撃情報というのが文字上で出てきますね。文字でもわかりやすかったんですが、例えばこれを地図上にプロットするとわかりやすいのかなと思ったんですけれども、その辺の対策はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋徳光君） お答えします。

熊の目撃情報を文字だけでなく地図上にあらわしてはどうかということでございますが、熊の行動範囲というのは雄で100平方キロ、雌で40平方キロメートルとなっております。これまで町内で目撃情報があったのが、東は葉山、赤沼地区、あと西で神谷沢、菅谷、菅谷台地区、北は沢乙、しらかし台地区に出没しておりまして、本町全域が餌を捕食するための行動範囲となっております。そのためにハザードマップを作成して目撃情報を載せておくことによりまして、町内の山林、あらわれていない山林などに入る方が安心してしまふ恐れがあるものですか

ら、当面の間は熊の出没状況については同報無線、あと広報、町のホームページ、メールマガジンにより町民に対して正確迅速な情報提供をしてみたいと思っています。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 利府町のどこに熊が出てもおかしくないということなんでしょうね。やっぱりそうすると地図上にプロットしちゃうとそれ以外の人安心するから、やっぱりだめなのかなというのをちょっと理解いたしました。やっぱり熊が出没する他の地域ですね、そういったところの対策も学んで、熊の出没情報がしっかり住民に伝わるようにこれからも取り組んでもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で5番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は14時25分といたします。

午後2時08分 休 憩

午後2時23分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔7番 土村秀俊君 登壇〕

○7番（土村秀俊君） 7番 共産党議員団の土村でございます。

きょう最後の一般質問でございますので、スピーディーに質問しながら、答弁もぜひコンパクトな答弁でお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

質問通告は3点です。

質問事項の1番、介護保険総合事業の運営についてです。

今年の4月から介護認定要支援1、2の人は従来の介護給付から町が実施する日常生活支援総合事業に移行しました。この移行事業について共同通信が全自治体を対象に調査をした結果、8月19日の河北新報ですけれども、総合事業の運営に45%の自治体が運営に苦慮という回答が報道されておりました。それを踏まえて質問します。

（1）共同通信は、全国全ての自治体、1,741の市区町村を対象に調査をしました。事業の運営に苦労しているが45%、順調と答えたのが27%、どちらとも言えないという自治体が27%で

した。利府町はこの質問に対してどのような回答をされたのか伺います。また、その回答した理由についてもお答えいただきたいと思います。

(2) 利府町が総合事業に移行して5カ月が経過しましたが、サービス提供の事業者の体制確保、訪問介護や通所介護などの実施率、実施状況ですね。それから基本チェックリストの運用など、事業運営の評価と課題など、どのように把握しているのか伺います。

質問事項の2、データヘルス計画の活用についてであります。

町は国保加入者を対象とした利府町国民健康保険データヘルス計画を策定しました。この計画は、医療機関等から提出される検診データなどを分析して、町民の健康保持や疾病の重症化予防、国保財政の健全化を図るために効果的な保険事業を実施することを目的に策定されたものであります。

(1) この計画の実施期間は、平成28年度と29年度の2年間です。この計画で掲げた6つの事業の実施状況とその目標達成の進捗についてはどのように検証されたのか。括弧として、健康保持や予防対策、国保の財政健全にどういった効果があったのか伺います。

それから(2) 6つの事業の中でも特に町の医療費負担軽減に即効的な効果があるのがジェネリック医薬品の利用促進であります。計画では普及率の5%向上を目標に掲げておりました。ちなみに富谷では利用率15%増を掲げております。効果的に利用向上を進めるためには、ジェネリック医薬品のメリットの周知の徹底や医療機関に協力を要請するなど、特別な対策が必要ではないかと思いますが、その点について伺います。

最後、質問事項の3ですけれども、就学援助制度の申請方法の改善をということです。

(1) 制度の周知方法についてです。文部科学省が制度の周知方法について8項目にわたって全国自治体調査を行っております。利府町では3項目については周知方法の実施をしておりますが、さらに多くの周知方法を実施すべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

(2) 認定基準についてです。認定についても文科省が調査を行っております。県内の自治体では半数の自治体が住民税や事業税の減免該当者も受給資格者として認定しております。利府町としても認定基準の拡大、これを検討する考えはないか伺います。

(3) 制度の申請についてです。就学援助申請資格要件や申請基準の年収の明記、申請書類の配布方法、範囲、そして記載例や受け付け方法、添付書類の簡素化などをわかりやすいものにして、利用しやすい制度にしていく必要があるのではないかとと思いますが、この点について伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、介護保険総合事業の運営について、2、データヘルス計画の活用について、3、就学援助制度の申請方法の改善を、いずれも町長。大変失礼しました。3については教育長。初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 7番 土村秀俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の介護保険総合事業の運営についてでございますが、（1）の共同通信の調査への回答についてでございますが、この調査は今年6月に少子高齢化対策全自治体首長アンケートとして実施されたものでございます。今御質問のこの事業の運営につきましては、要支援1、2向けに提供するサービス業務の移行全般をどのように評価するかという質問に対しては、現在のところ利用者が少なく、限られた事業所で対応できているものの今後需要がふえてきた場合には対応できるか等の課題があることから、どちらとも言えないと回答しております。

次、（2）の総合事業移行後の事業運営及び評価と課題についてでございますが、4月から訪問型サービスと通所型サービスを実施しております。いずれも現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの2種類のサービスを提供しております。緩和した基準によるサービスにつきましては、訪問型事業所4カ所、通所型事業所2カ所でそれぞれ介護事業所がサービスを提供しておりますが、ボランティアやNPO等によるサービスにつきましては、他自治体同様担い手の確保の課題がありまして、現在のところ実施には至っておりません。

次に、基本チェックリストは、迅速なサービス提供を目的としたものですが、基本チェックリストの活用によって介護認定を要しなくても通所、訪問サービスのみの利用希望者に対しては迅速なサービス提供につながっているものと考えております。

また、介護サービス利用者の総合事業への移行は、介護認定の更新に合わせ、平成29年度末までに順次移行することとなることから、現在のところスムーズな移行とサービスの提供はできているものと考えております。

総合事業の開始に伴いまして、チラシの全戸配布や地区説明会の開催とさまざまな機会を通して周知したこと等によりまして、5月以降相談件数が増加しており、その結果、早期の相談につながっている方が多く見受けられます。引き続き総合事業の実施に当たりましては、第7期介護保険事業計画策定のために、昨年度実施いたしました介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果や相談、各種事業を通して住民の皆様のニーズを把握して、必要とされる支援内容を把握、整理しながら今後の新たなサービスの創設や人材育成に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、第2点目のデータヘルス計画の活用についてであります、(1)と(2)とは関連がございますので一括してお答え申し上げたいと思います。

このデータヘルス計画の事業実施状況と目標達成の進捗についてでございますが、この計画は国民健康保険加入者の健康を保持することによって、医療費の抑止へつなげることで国民健康保険事業の安定化を図ることを目的に、平成28年6月に策定したものでございます。この計画では、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上対策事業やジェネリック利用促進のためにジェネリック医薬品差額通知事業などの6事業に取り組むことといたしております。平成28年度につきましても、全ての事業を実施しているところであります。中でも糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、将来の医療費の適正化を図るためにも特に必要な事業であることから、対象者へ事業参加の勧奨通知を初め、訪問や電話勧奨を行うなど、積極的に重症化予防事業を推進してきております。

目標達成の進捗状況につきましては、平成28年度の医療情報を分析することで1年分の検証を行っているところであり、計画していた事業につきましては、予定どおり取り組んできております。しかしながら、この保険事業につきましては、昨年度から始まった事業であり、効果があらわれるまで時間を要する事業であることから、事業効果についてはまだお答えできる段階ではございませんので御理解をお願いしたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進についてでございますが、議員御指摘のとおりこのジェネリック医薬品の利用促進することで、町の医療費に対する負担や加入者の経済的負担についても軽減されると思われまます。このことから、ジェネリック医薬品への切りかえによる薬剤費軽減が見込まれる方に対しまして、昨年度は差額通知を3回送付しているほか、ジェネリック医薬品のメリットについてホームページや広報誌へ掲載いたしまして、さらには毎月実施している70歳の年齢到達者への高齢受給者証交付説明会におきまして、わかりやすくお伝えしてきております。今後も医療機関や医師会との連携を図りながら、より利用促進が図られるように効果的な周知方法や手法についてさらに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 7番 土村秀俊議員の御質問にお答え申し上げます。

第3点目の就学援助制度の申請方法の改善についてお答え申し上げます。

まず（１）の制度の周知方法についてでございますが、現在は町のホームページへの掲載、広報誌への掲載及び入学時に就学援助制度の周知を行っております。また、前年度に認定された世帯につきましては、申請時期に学校を經由し個別に通知をしております。学校におきましても就学援助が必要と思われる世帯につきましては、随時教育委員会に相談することを勧めるなど、制度の利用や周知を図っているところでございます。就学援助制度につきましては、これまでも個別対応を含めた周知を行ってまいりましたが、今後よりわかりやすく細やかな周知を目指し、他の方法につきましても検討していきたいと考えております。

次に、（２）の認定基準についてでございますが、この制度は保護者からの申請に基づき、所得審査等により受給資格の確認を行い、認定をしております。申請の内容によりましては、民生委員の面談に基づく生活状況の確認や所見をもとに、総合的に判断しており、その中で個人住民税の減税対象世帯も考慮することとしております。申請者それぞれの事情に配慮し、民生委員の所見等もいただきながら、認定作業を行っていることから、現行制度の認定基準の拡大につきましては、現在のところは考えておりませんので御理解をお願いいたします。

最後に（３）の制度の申請についてでございますが、先ほどお答え申し上げましたように、前年度に認定された世帯につきましては、学校を經由し個別に申請書をお配りし、記載例や該当要検討につきまして通知をしております。また、新たに申請される方につきましては、教育委員会窓口で申請書類の記載方法など、十分説明を行った上で申請をいただいております。添付書類につきましては、最少にするなど簡素化も図っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） それでは、（１）の要支援１、２に対する回答というか、実態をどう把握しているのかという質問で、答弁としては私は順調に進んでいるのかなという回答をしたのかなというふうに思ったんですけども、町長の答弁ではどちらとも言えないという回答を共同通信に回答したというお話でした。

どちらとも言えないということでもありますから、順調に行っている部分もありますし、恐らく苦労というか課題を抱えているという部分もあると思いますけれども、この回答をした理由としては、先ほど町長が、まだ利用者が少なく何とも言えないというお話だったんですけども、利用者が少なくても50人もいるわけですから、その人たちが無事にこの5カ月間移行が進んだかどうかについては、例えば従来の要支援１、２の人が要望に沿ったサービスが受けられているのかということとか、あるいはNPOとか地域の受け皿の、これからやっていくという

ことなんですけれども、それについてどういう考え方を持っているのかということなどについて、どういうふうに町として考えているのかまず伺います。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 土村議員の再質問にお答えいたします。

まず現在要支援認定を受けて総合事業のサービスを利用している方につきましては、介護認定の更新時に御本人の身体状況、そういったものを確認した上で緩和した基準に基づくサービスに移行できる方につきましては、移行をしていただいているところです。ただ、先ほど町長も申し上げましたように、現在利府町でサービスを利用している方の事業所全てが緩和した基準のサービスを提供するというので移行されているわけではないという状況もございまして、更新を受けた方が全てその緩和している基準に移行している状況でないところです。もちろん御本人の身体状況もありますので、身体的介護が必要な方につきましては、現行相当のサービスを利用できるというふうにしておりますので、そういった形で総合事業に移行している方もいらっしゃいます。まだサービスがスタートして8月、5カ月程度ですので、これからの毎月介護認定の更新をされる方、あるいは新規で認定を受ける方等がいらっしゃいますので、そういった方々がサービスを提供できる事業所、そういったものをこれからもふやしていかなければいけないだろうというふうに考えております。

それともう1点の担い手不足ということと、そのボランティアによる活動ということでございますが、29年の4月の総合事業の移行時におきまして、町内で活動している団体のほうにそういった生活支援中心のサービスができないかということでお声がけはさせていただいたところですが、やはりそちらの団体も実際に従事していただける担い手の方がないということで、今回のサービスの構築には至っておりませんでした。今後もそういったところに働きかけをしながら、あるいは地域でのボランティア活動、そういったものでのサービスが提供できないかというのも検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 今2点についてお答えいただいたんですけれども、まず1つはその要支援1、2の人は切りかわったことによって、説明では包括支援センターの方が本人の身体状況をみて、緩和されたサービスでもいいなというふうに判断をして、そちらのサービスに移行するというのも進めているというふうに思うんですけども、やはり基本的にはその利用者が自分は従来の現行のサービスがいいか、あるいは緩和されたサービスでもいいかということについて、本人の意見を尊重するということが大事だと思うんですけども、その点はしっかり本

人の意思を確認しているのかどうか伺います。

それからあとNPOとか地域の受け皿、この組織化についてはこれについては2年前にこの制度が変わるぞということで、恐らくもう1年以上ずっと検討してきて、いろいろな方と相談しながらやってきているんですけども、結構かなり新聞のこの報道でも担い手の確保が困難だということ、半分の自治体がそう思っているわけだし、利府もこの1年間、いやもっと1年半以上こういう受け皿づくりについていろいろ探ってきましたよね。そういう中でもなかなかできていないということで、この展望についてはどういうふう考えているのか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

まず1点目の利用者の意向を確認してしているかということでございますが、まず御本人の身体状況が第一要件になってまいりますので、御本人の身体状況に応じて現行のサービスが基準になるのか、あるいは緩和したサービスが基準になるのかということのところがまず第一の入り口になるだろうと考えております。ただその上でこれまで利用していた事業所を希望される方等もいらっしゃいますので、御本人の意向等も踏まえながら相談をさせていただいた上で、移行していただくということを前提にお話はさせていただいているところです。

もう1点の住民主体による事業の構築に当たりましては、昨年1年間かけまして関係者あるいは事業所の方に集まっておきまして、いろいろ御意見も頂戴したところです。しかしながらやはり介護のサービスからそういった住民主体のサービスになるという形になってきますと、受ける側、サービス提供側ともにやはりもう少しいろいろなことを学びながらする必要があるのでというような御意見もいただいておりますので、そういったところを踏まえながら今後は第7期計画の策定も控えておりますので、そういった中の計画の中にもきちっと盛り込んでいくことができるといふふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。

じゃあ（2）ですね。総合事業移行後の（1）とちょっと関連するんですけども、評価と課題についてということで、4月から総合事業に移行して半年近くたつわけですけども、答弁では、（1）と関連するのかな、現在のところ移行事業については介護サービスとかについては順調に来ているというような判断ということでありましたけれども、今まで国が実施していたこの介護保険事業の一部を町が今度実施することについて、通告の中でも体制確保とか訪問介護とか通所介護の状況とか、あるいは基本チェックリストについて何点か伺ってい

たんですけれども、一つは今まで介護保険の認定で要支援1、2と判定されていた人が4月からは認定を受けて介護予防給付かあるいは新総合事業のサービスの提供を受ける場合と、それと合わせて認定の申請をしなくても、チェックリストだけというんですかね、チェックリストだけの判定で総合事業で実施しているサービスを受けるということができるようになりました。これは認定を受けなくても総合事業のサービスを受けられるということで、利用者にとっては拡大されたということで、評価をする部分はあるわけですが、この場合の以前の議会の一般質問の中でも、安田議員だったと思うんですけれども、このチェックリストについて、認定を優先ではなくてチェックリスト優先で、なるべく費用のかからない総合事業のほうにサービスの利用に移行するようにするという事はしないよねという質問をして、町のほうでそんなことはありませんというお話だったんですけれども、ただ全国的にいうとやっぱり認定を受けさせないでチェックリストだけで簡易なというかな、安上がりの介護サービスのほうに誘導するという例もないわけではないということで、その辺についてチェックリストを受けるか、介護認定を受けるかということについては、町が独断で決めるのではなくて、あくまでもこれもさっきのサービスの問題と同じなんですけれども、介護認定者ですか、認定者の人たちの意思、意見をきっちり尊重しながらチェックリストにするか介護の認定にするかということを決めていくという点については、大丈夫なんじゃないかな。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

まず介護の認定の申請にいらっしゃったときに、介護保険の受け付けというものをさせていただきます。その段階で御本人が今回介護申請をするに当たってどういったものをそのサービスを利用したいというふうに考えて、今回介護認定の申請に至っているのか、あるいは御本人の身体状態がどういった状況なのかということ、まず確認をさせていただいた上で、介護認定をまず必要とされる当然サービスもありますので、そういった方については介護認定の申請をしていただきますし、御本人の身体状況あるいは介護の希望する利用サービスについても、介護認定がなくても利用できるということなのであれば、御本人に説明をさせていただいた上でチェックリストを活用させていただいているという状況でございます。

御本人が基本的にはどうしても介護認定をしたいという場合につきましては、説明はさせていただくところなんです、絶対にできませんということで認定を受け付けないということはおきません。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 今の課長のその介護のサービスを受ける手続きの流れとして、まず本人がどういうサービスを受けるかということとか、あと本人の身体状況、まず町がというか包括支援センターですよ。そこで確認をすると。そして正規というかな、現行の介護サービスにするか簡易型にするかを決めていくと。決めていくというかチェックリストでも大丈夫だというふうにこちら側で、町のほうで何かちょっと聞いていると町で決めちゃうみたいな感じもちょっと受けたんだけど、あくまでもそこでチェックリストにするかあるいはやっぱり認定を受けさせたほうがいいかどうかは町が判断すると思うんですけども、やっぱり本人の意向ですよ。介護保険で使える制度もあるわけですからね、まだ何か介護、要支援1、2でもね。そういった意味で介護の認定をぜひ受けたいという方については、課長はそれは受けさせますよと、受けてもらいますよというお話だったんだけど、その辺は大丈夫ですか。確認して構いませんか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 御質問のとおり、介護の申請を希望される方につきましては、そのまま介護認定のほうの申請をしていただいている状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 最後ですね。総合事業に移行したということで、心配なのは事業者の問題ですよ。説明では訪問介護の事業所が4カ所、それから通所介護が2カ所ということで、6カ所の皆さんにこの利府町の現行の介護サービスと簡易型のサービスをやっていただいているというわけでありまして、簡易型のサービスについては料金も少し安くなるということで、町の負担も減りますし、それからもちろん本人の利用料、利用負担1割か2割だけでも、利用料も本人の分は減るということはそれはそれでいいことなんだけれども、それと合わせて逆に言えば、そのサービス事業所の収入も減ってくると、少し1割2割減るということにもなるんですけども、そういった点でいろいろ新聞の報道とかあとNHKの何か特集とかでも、やっぱり現行のサービスはやるけれども、簡易型のサービスは料金収入は減るということで、事業者はそこから撤退するというところもあるということも報道されていたわけですが、その点についてはしっかりとその業者の皆さんの経営も支えながら、保障しながらというのかな、この介護の総合事業のサービスについて進めていくことについては、町と業者の間で何らかの話し合いみたいなものはやっておるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

訪問、通所のサービスの構築に当たりましては、事業者と何度かお話し合いを重ねてサービスを構築したという経緯がございます。単価の設定に関しましては、御指摘のとおり介護の認定を受けている基準よりも緩和型につきましては、利府町の場合ですと8割ちょっとぐらいということで、単価的にも下げた価格でお願いをしているところでございます。そういった上で、ただ今回の緩和した基準につきましては、介護支援専門員ではなくてあくまでも雇用者、資格がない方であっても従事できるというようなことで、従事者の部分についても緩和しているところでございますので、そういったところも事業者のほうに説明をしながらサービスの構築あるいは今後事業者と協議をやはり今後も必要だと考えておりますので、事業者のほうとそういったことについても意見交換をしながらサービスの構築ができればと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 緩和型のサービスだと8割ぐらいの料金でやるということで、今課長が説明したように、その場合今までは資格のある人がやっていたんだけど、今回からは資格がない人でもできると、やってもらうということで、その点について事業者のほうではそういう観点でいくかも、いいのかもしれないけれども、やっぱりサービスを受ける人としては、今までは資格のある人が要介護の、要支援1、2のサービスをやっていたわけですけども、同じようなサービス、緩和型といってもほとんどそんなに変わらないと思うんですけども、それを今まで資格者がやっていたのに、今回からは資格がない人でもやれるということについて、この5カ月間経過したわけですけども、何か利用者からのいろいろ不満の声とかトラブルというか、そういうことはなかったんですか。50の方が利用されているということなんでしょう。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

緩和型にもう移行されている方もいらっしゃいますが、現行では介護認定の事業所が緩和型のサービスを提供していただいておりますので、介護の支援専門員がそういったサービスを提供しているところでございますので、今のところそういったことに対する苦情とかそういったものは届いてはいないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。今後少し様子を見ながらどういうこと、どういう事態が

あるかというのをちょっと見つめていかななくてはいけないなというふうに思います。

もう一度最後に、その料金設定については簡易型だと8割だということだけでも、これはこのサービスの料金設定というのは町独自というか、それぞれの自治体が決めるということで、この辺についてつまりこのかわいもそうだけでも、全ての自治体が同じサービスをやっても料金が違うという場合もあるわけですね。そうすると利府町として安く設定することは町にとってはいいし、利用者にとってもね、安くて済むならいいんだけど、ただ事業者にとっては安い利府町をやるよりもどこが高いかはわからないけれども、やっぱり高いほうをやったほうがいいんじゃないかなということに、やっぱり商売ですからなりかねないと思うんですけども、その料金設定については近隣の市町村との額を見ながら町としても設定をされているんですか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

料金の設定に当たりましては、移行していただけるという意向を示していた事業者と何度か協議をさせていただいたところです。その上で最終的に単価の設定に当たりましては、近隣市町村の状況を確認しながら、利府町が仙台市に隣接しているということもございましたので、仙台市で設定している単価とできるだけ近い単価ということで設定をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） それではデータヘルス計画にいきます。

データヘルス計画の御答弁では、去年の10月から取り組んでいるわけでまだ半年、半年ではないけれども、2年目ということで、なかなかその成果というのは数字的あるいは金額的にはまだまだ出ないと、答弁の中でもしばらくかかるというお話でした。

この計画の大きな目的というのは2つあると思うんですね。1つはまずは町民の健康保持とそのあと町長も言いましたけれども、糖尿病の患者が深刻化しないというような重症化の予防ということが1つと、それからもう1つはやはりそれに伴って町の医療費の負担軽減による国保財政の健全化ということが大きな目的の2つです。たださらにこの目的と合わせて、先ほど国保の県単位化の問題もありましたけれども、来年度からのそれぞれの自治体の医療費の支出によって国保の国保料の算定にも大きくかかわってくるということもあると思いますので、そういう点から言ってもこのデータヘルス計画というのは町にとって大変重要な事業計画というふうに考えられるわけですがけれども、町としてそういういろいろな目的があるわけですがけれど

も、そういう目的をしっかりと位置づけてこの事業に取り組んでいくのかどうか、その辺の考え方を伺います。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 土村議員の再質問にお答えいたします。

データヘルス計画の内容についてですけれども、位置づけとしてはやはりこの計画に基づいて医療事業ですか、保険事業というやつを今やっております、医療費を適正化に保つということが最大の課題であります。国民健康保険のこれから支えていくためには、皆さんの保険税の負担もありますけれども、医療費をどう抑えていくかというのが一番大事なところだと思っておりますので、その医療費を適正に、皆さんが健康で適正な医療が受けられるような、そのような形に持っていきたいということでこの計画をつくっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 一番の課題は私は町民の健康を守ることが優先順位として挙げたかったんですけども、課長の話だと健全財政というか何というか、医療費の適正化をまず最優先に考えていくという、ちょっとお話だったんですけども、例えば結果としてはまだなかなか出ないということなんですけれども、6つの事業に今これ取り組むわけですよ。メタボリックを減らすということとか、あと薬を無駄にもらわないとか、あと無駄に病院にあちこちかからないとか、それからさっき言ったように糖尿病の患者を深刻な状況にしないと、それによって透析患者がふえたりすると、1人年間で500万か600万かかるわけですよ。そういう意味で糖尿病患者の進行させないということ、あるいはジェネリックの利用ということで6つの事業に取り組むわけですけれども、この事業について取り組んだことによって、成果はよくわからないと言うんですけども、全体の医療費、医療費の適正化を目指すということでありますから、適正化って全体の医療費のどのくらいがこれを実施したことによって、国保財政の医療費ですけども、どのくらい減るのかなという、何か見通しというか、もう実際にやっている地区もあるんですよ、これ2年ぐらい前からね。そういう意味でどのくらいの医療費が減るものなのかな、この事業を頑張ることによって。その辺については全く予想がつかないのかな。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

まず先ほどの回答の中で、加入者の健康保持というのが抜けていましたので、追加させていただいて、あと効果ですよ。将来の効果はどうなるのかというお話だと思うんですけども、全体的なお話はちょっと難しいですね。要するに加入者の数、また医療が必要な方の医療費、

そしてその人数というのは毎年変動していくので、その人たちがいつこのぐらいかかるからこのぐらい効果があるというのは、なかなかつかむのが難しい状態です。ただ、去年の実績というんですかね、去年ですと糖尿病腎症重症化予防というのをお2人の方が最後まで受検していただきましたので、それとあと多受診ですね、先ほど言った。その多受診の方5名が改善しております。あとジェネリック医薬品、そちらのほうもかなり改善しております、その3つを合わせますと、約800万程度の医療費が、もしこの方々がこのまま継続していったらという、推計になるんですね、やはり。医療費がそのまま下がるわけじゃなくて推計としてこの人たちが将来透析患者になった場合、このぐらい削減されるよという、1年分の金額としては800万くらいの金額になるんじゃないかなという効果は推計ですけれども出しております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） なかなか難しい試算だなと思いますけれども、確かに糖尿病の患者2人の方がもしこのまま放置して重症化して透析患者になれば、1人600万ですから2人で1,200万の医療費が町としてかかるということもありますし、それからジェネリックの使用についても町のデータヘルス計画の分厚いほうをみると、町の医療費で占める薬剤費の割合というのは月で600万、年間にすると5,000万ぐらい、（「月5,000」の声あり）一桁違っていました。月5,000万の薬剤費がかかるわけですよ。それが年間にすれば6億円ぐらいかかるということで、その医療費、薬剤費をジェネリックに変更しただけで、かなりの医療費節減につながるということで、これは何年か経過していけばしっかりしたこの数値にもあらわれるのかなというふうにも思っております。そしてそういうことで、何年かすれば相当大きな効果があったという結果が多分出るというふうにも思うんですけども、この計画の実行については大事な取り組みなんですけれども、ここで計画の中でいろいろなことを掲げてあったり、あとジェネリックの薬のメリットとか説明されているんですけども、この件については町と私たち議会だけが理解しているだけではだめでありまして、何といたってもやっぱり町民、住民の理解が一番重要だというふうに思います。そういった点でこのデータヘルス計画とかこの事業について、住民の理解についてはどうなんですか。まだまだ周知としてはホームページとかあるいは広報とかで知らせているんだと、あと保険証を渡すときに説明しているというお話だったんですけども、でもやはりまだまだ浸透していないというのが実態だなと思うんですけども、今後この事業の理解を住民の中にどうやって知らせていくのかということについてはどう考えていますか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

この計画は29年度まで、今年度までの計画になっていまして、来年度から平成30年度から35年度までの6年間の計画を今つくっている最中でございます。その時点で、30年度の計画が出た時点で、皆さんにどうお知らせするかというのをまず考えていきたいと。あと加入者の皆さんが中心になっちゃいますので、ただ住民の皆さんも将来の加入者になる可能性もあるということで、それらも含めてその周知の仕方というのは今後研究していく必要があるのではないかなというふうには考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） じゃあデータヘルス計画の最後にちょっと伺いますけれども、この非常に効果が多分大きいと思われる取り組みですけれども、何というのかな、残念ながら、残念ながらと言うとあれだけけれども、対象者は国保の加入者だけなんですよ。もちろん町として診療報酬のデータを回収できるのは国保の医療費の部分だけだということでこれは仕方がないというふうに思うわけですが、国保の加入者だけだと世帯数で利府町の3割、あるいは人口、加入人口にすれば8,000人ぐらいかな。そんなにいないか。7,000人ぐらいということで、全世帯の割合からすると、世帯数で7割は国保に入っていない、あるいは人口としてもそうすると3万6,000から6,000引くから3万人近い方はこのデータヘルス計画の対象にはならないわけですよ。多分町としては、先ほど課長も言ったけれども、今までは国保だったけれども会社に勤めて国保を抜けると、あるいは引っ越しをするという場合は国保の加入者はどんどん減っていくわけですよ。そういうことで本来は町としては、全ての町民の健康保持と重症化の予防を考えないといけないと思うんですけれども、その辺についてこれは国保ではすごく大事な取り組みなんですけれども、国保に入っていない利府町の町民の皆さんにこのデータヘルスと同様な事業については何らかの考え方というのはあるんですか、これ。何かちょっと質問としてはおかしいかもしれないんですけども。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

国保以外の方は今後どうするんだみたいな話なんですけれども、まずこのデータヘルスということ自体、データを持ってきてそのデータを解析して、それによって医療を適正化するというのが目的でございますので、レセプトを持っている保険者にしかできない事業なんです、まずは。ですので、国民健康保険の事業ができる、保険者として利府町という保険者としてできる事業だということをまず御理解願いたいと思います。それをほかの方たちにとというのはち

よっと難しいと思うんですね。その保険のデータがございませんので。保険というか医療のデータがございませんので、分析することができないという状況になります。ですので、それはちょっと難しいと思いますが、ただ検診とか保健指導、その部分については今も保健福祉課のほうと国保も一緒にやっておりますので、そこら辺のことで今後そこら辺を集中的にやっていくしかないし、あとがん検診とかそこら辺も一緒にやっておりますのでそちらのほうで国保と町のほうで一緒に進めていくという形になると思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） なかなかちょっと答えづらいと思うんですけども、町がやるこのデータヘルス計画というのは、メタボリックの方を減らすとか、あるいは糖尿病の方をしっかりと重症化を防ぐとか、あるいは健康診断で問題があったけれども病院に行かない人というのは結構いるわけですけども、そういう人を行かせるという取り組みとか、そして何といてもジェネリック医薬品を使おうということについては、これは国保加入者だけじゃなくて、全町民がこれを理解して、自分もそういう取り組みをとっていけば、町民全体の健康も維持できるし、国保に入っていない人はそれぞれの健康保険に入っているんですけども、医療費全体ということで今考えているわけですよ。国の医療費が今30兆円になるとかということの中でこの問題に取り組んでいるわけですけども、医療費全体を減らすこともできるということで、こういう事業を何らかの方法で町民全体に知らせていくということはやれないのかな。これ保健福祉課かな。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

周りに、周りというかね、国保以外の方たちも含めていろいろやっていただきたいというお話だと思いますけれども、まず国民健康保険という保険者という立場で我々はやっているというのをまず御理解願いたいと思います。その中でほかの保険者もおりますので、その保険者というのが利府町の個人個人の住民の方々という形になると思いますけれども、その中で国保と一緒にこの医療費の適正化事業ができる範囲のものというものは幾らかあるかもしれませんが、それについては今後打ち合わせをしながらやれるものはやっていきたいと思います。ことは考えてはいきたいと思いますが、限界があるということは御理解願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） これ質問しても通告外と言われるかも知れないけれども、利府町は国保の保険者ということもあるけれども、利府町民の命と健康を守るということもやっぱり大事なことだと思うので、国保加入者だけじゃなくて、そういう観点を少し持っていただきたいなと思います。

それではあとはジェネリック医薬品ですね。ジェネリックの普及については答弁ではメリットについて広報あるいはホームページ、あと高齢者の受診証の発行時に周知をしていくというお話でした。まず1つはこのメリットについて周知をするということですが、このメリットについては町としてはどういうふうに考えていますか。今までの答弁のやりとりの中でもちょっとは出ただけけれどもね。それでいいか、答弁いらない。

じゃあ私のほうから言いますね。国保で負担する薬剤費というのは月5,000万、さっき言いましたけれども、年間で6億ということで、そのうちジェネリックで使っているのは9,000万なんですね。このガイドブックによると。そうすると、つまり1割使用をふやせば900万円の節約になるということが最大のメリットというか、それは町にとってのメリットだしあと加入者にとっても窓口の負担が減るわけですから、そういう町にとっても町民にとっても非常にメリットがあると思います。これについてはいろいろなホームページとかで知らせているんだけど、でもなかなかまだまだこのジェネリック医薬品についての誤解というのかなりあって、高い薬と安い薬と効き目が同じになるのはおかしいじゃないかという人もいるし、あるいはやっぱり高い薬を使ってほしいなという患者さんも病院に聞くというらしいんですね。そういった誤解を解きながらこの普及を広げていかなきゃいけないと思うんだけど、そうなるこのデータヘルス計画のこの用紙だけではなかなか理解しづらいんですよ。だから高齢者の保険証の発行のときにお話をするということだったんだけど、やっぱり何らかの機会を持ちながら、集会とかあるいはいろいろな集会があったときに、出て行ってこのメリット、デメリットについてしっかり説明する、そして受け答え、質疑もしながら説明していくということでジェネリックの活用というのがいかに大事なことかということを理解してもらえというふうに思うんですけど、そういう取り組みというのをやろうという考えはないですか。ジェネリックの活用の説明会みたいな。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

ジェネリック医薬品についての、なぜ普及が進まないかということだと思うんですけど、議員がおっしゃるように、品質への不安感とか安いイコール質が悪いとかそういう不安がある

方々がいるというのは、いるみたいですね。そういう方々が。ただ、我々のほうから推薦しているのは、やはり医療費が下がるよ、ただ、その効力もほぼ同じですよと。ですのでぜひ使ったほうがいいですよというようなPRしかできないんですけども、ただ我々としては町はもちろんですけれども、国も推奨している内容ですので、これまでも各保険者ですね、共済組合もありますでしょうし、社会保険の組合もありますでしょうし、そういうところもジェネリック医薬品を推薦しております。あと各自治体、国保中央会とか、そういう方々が全てジェネリックを推薦しているということで、日本医師会を通じて各医師会に対してぜひジェネリックを使ってください、勧めてくださいというのはこれまでのとおりやってきているので、それでも足りないということになると、やはりまた違うやり方というのも今後進めていく上で考えなければならぬとは感じておりますので、次の計画時にはそういうものも考慮しながらいろいろと考えていきたいと感じております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 質問通告の中にも書いたんですけども、このジェネリックの普及について周知も大事なんだけれども、医療機関とか薬局とか病院とかの協力を得るという特別な対策も必要ではないかと質問通告の中では述べたんですけども、今医師会のほうもジェネリックの活用に熱を入れているというお話だったんですけども、ただ全ての病院でお医者さんとかが自動的にジェネリックを使うということには今まだなっていないわけですよ。ジェネリックを使うかどうかというのは、あとお医者さんとの相談あるいは薬局での相談と、そして切りかえると。あくまでもジェネリックを使うかどうかというのは本人の意思が一番決定的なわけですけども、そういういろいろなお医者さんとか薬局の薬剤師と相談というのは非常になかなか忙しい中で難しいというか、気後れするという場合もあるんですね。そういうときにこのジェネリック、そういう相談をしなくても使えるようにするというので、今町は保険証とジェネリック希望カードというのを去年もあったね、「シール」の声あり）そうか、シールを使うと。そうすれば相談しなくて話さなくてもジェネリックを使っていたかということ、すごく大事だと思うんですけども、この普及については進んでいるんですか。普及というか活用、利用については。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

その普及用のシールにつきましては、去年からシールに変えたんだと思います。その前は小冊子の中にカードみたいなものを入れていて、そのカードを保険証と一緒に入れてお医者さんに

出すとジェネリックにしてくださいねという意思表示ができるという形にしておりまして、今回のシールは保険証とあとお薬手帳に貼るようになっています。ですので薬剤師とお医者さんのほう、両方に訴えることができるという仕組みになっておりますので、ぜひ御利用ください。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。

じゃあ就学援助制度についても3点聞いているわけですけども、これ聞くと10分以上かかるんですけども、質問通告に対する答弁書で書かれていることでとりあえずは納得するというので今回はこれで終わります。時間ないので。45秒しかないんじゃ何もしゃべれないよね。終わります、以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、7番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日9月7日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は9月8日に定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後3時21分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年9月6日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員